

山形県地域間幹線系統確保維持計画（案）

令和 2 年 7 月 日

山形県

生活交通確保維持改善計画の名称

山形県地域間幹線系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に今年はコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

また、増加傾向にある補助金の抑制を図るため、バス事業者や沿線の市町村と連携し、運行の効率化のための路線の再編や便数の適正化の検討、貨客混載等による新たな収益の確保、利用者増につながるモビリティ・マネジメント等の生産性の向上に向けた取組みを進めるものとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）の重要業績評価指標（KPI）における地域公共交通に係る目標は、人口減少、少子高齢化が進展する中において、県民一人当たりの県の支援対象のバス路線（地域間幹線系統を含む）の利用回数を現状維持の4.2回/年と設定している。

この目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、表2に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・観光需要を取り込むための企画乗車券の販売
(鶴岡市、新庄市、長井市、金山町、大蔵村、白鷹町、山交バス、新庄輸送サービス、庄内交通)
- ・定期券利用のPR、新たな定期券の販売(天童市、白鷹町、山交バス、庄内交通)
- ・沿線の地域や学校にモビリティ・マネジメントを実施
(山形市、新庄市、上山市、金山町、山交バス、庄内交通)
- ・わかりやすい案内表示、バスマップの作成・配布(新庄市、金山町、山交バス、庄内交通)
- ・その他(経路の一部見直し、鉄道や市町村営バスとの乗継改善、便数の適正化、市町村における新たな利用補助の検討など)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。

また、運行予定者は、令和2年4月27日から5月18日までに県ホームページ上で募集を行った結果、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者3者(山交バス(株)、(株)新庄輸送サービス、庄内交通(株))を選定。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

山交バス株式会社、株式会社新庄輸送サービス、庄内交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

(9) 山交ビル(県立中央病院・高楯)天童温泉

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表3」を添付。

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

- ・東根市

<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>別添資料「幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費補助等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加していることから、早急な買い換えが必要となっている。</p> <p>しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。</p> <p>取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和3年度は上記のうちノンステップバス3台を購入するものである。</p>
<p>13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費補助等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>やまがた長寿安心プラン（平成29年度策定）における平成32年度末の乗合バスのノンステップ化率 70%</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バス系統の維持が図られるとともに、特にノンステップバスの導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。</p>
<p>14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付。 なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。</p>
<p>16. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>・ 令和2年7月15日 第2回山形県地域公共交通活性化協議会</p>

17. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和元年中に、各市町村の地域交通担当者が集約した、住民の生活交通利用に関する意見について聴取を行った。
代表的な意見は以下のとおりである。
 - ・利用者の高齢化により、介助を必要とする方が増加している。今後、輸送のみでなく、福祉部門と連携をしながら取り組んでいく必要がある。
 - ・路線バスと町営バスが重複し、料金差が発生する地域がある。
 - ・既存の交通網がニーズに合っているかどうか検討すべき。
- 集約した意見を参考に、今後も協議会等で検討を重ねていく。

18. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長
関係市区町村	県内市町村地域公共交通担当課長（全 35 市町村）
交通事業者・交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部空港港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形鉄道株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県ハイヤー・タクシー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県山形市松波二丁目 8-1

（所 属）山形県みらい企画創造部総合交通政策課

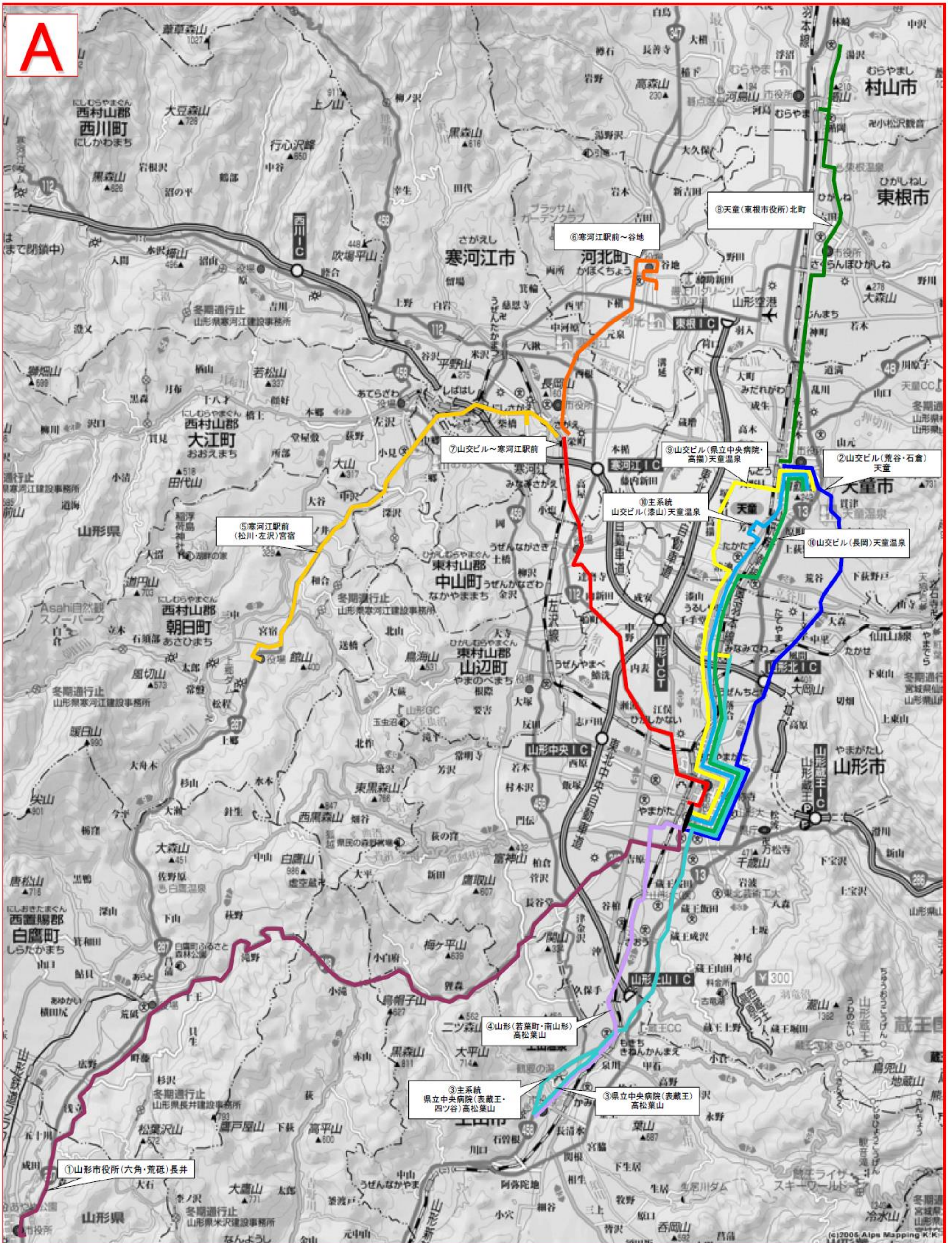
（氏 名）主事 上村 愛実

（電 話）023-630-3417

（e-mail）ykotsu@pref.yamagata.lg.jp

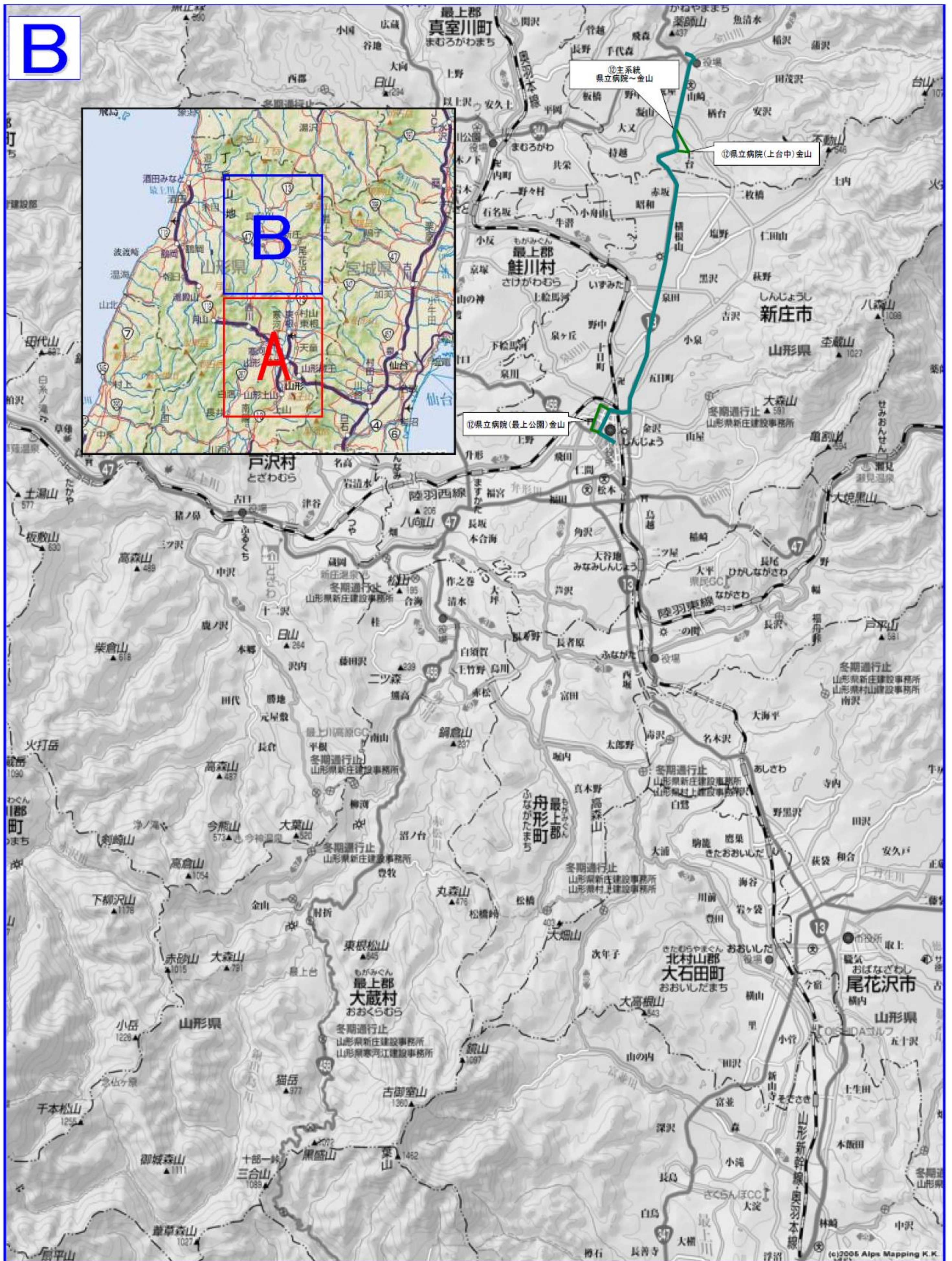
山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（内陸1/3）

山交バス株式会社



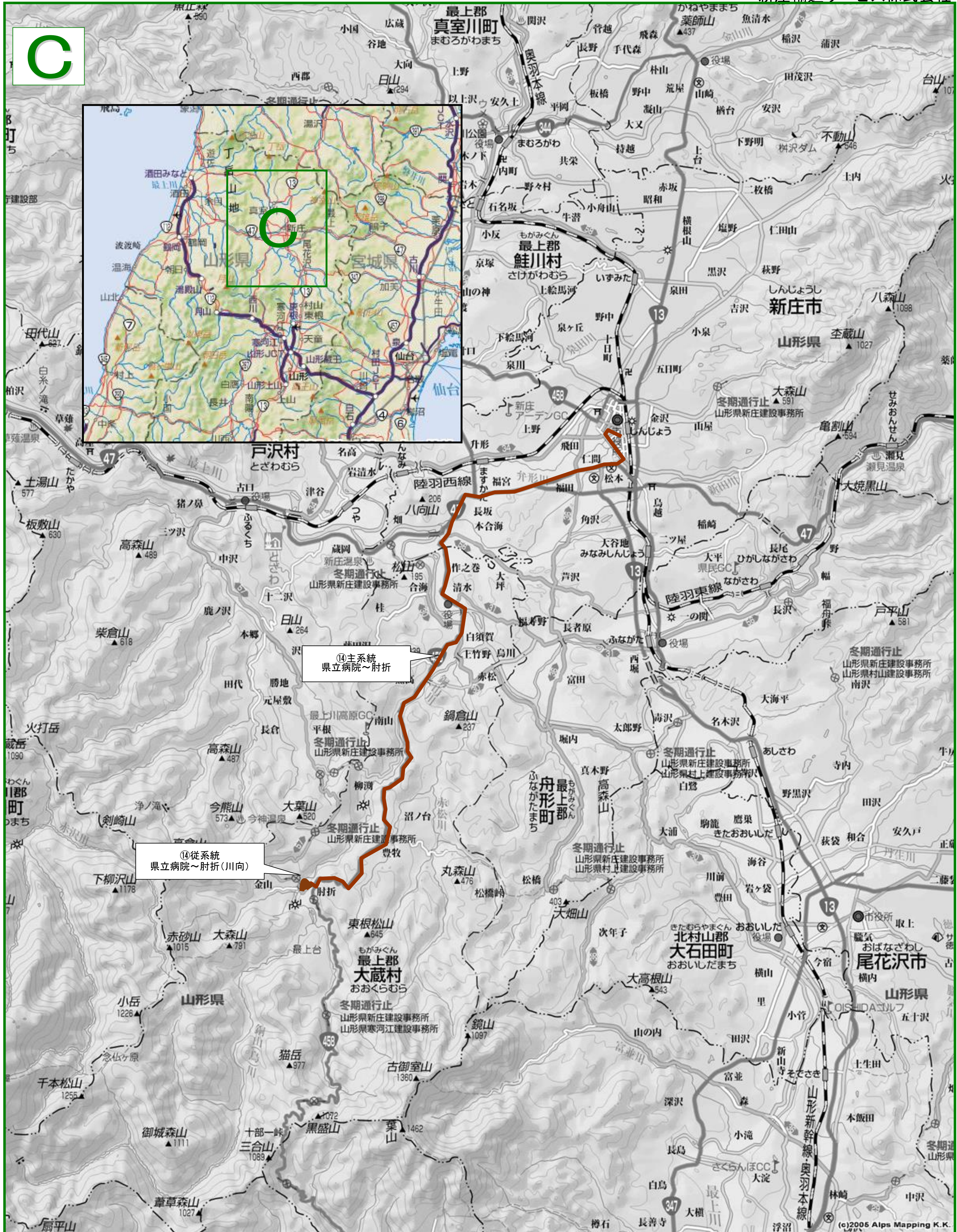
山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（内陸2/3）

山交バス株式会社



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図 (内陸3/3)

新庄輸送サービス株式会社



山形県地域間幹線系統確保維持計画 路線図（庄内）

庄内交通株式会社

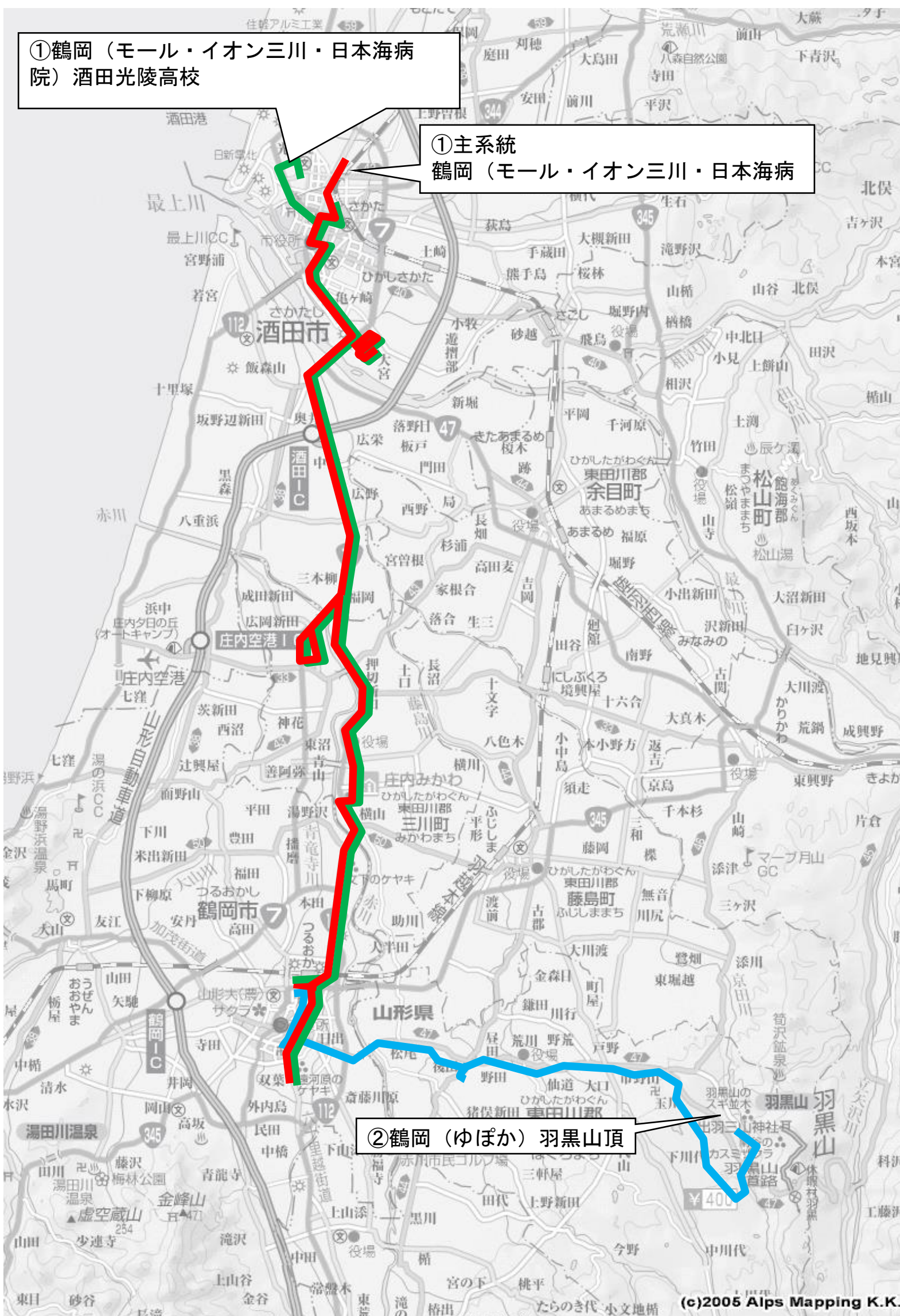


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

3年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	7,031.5	
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	8,649.0	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	4,148.5	
		(4) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	5,018.5	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	6,108.0	
		(6) 寒河江駅前 ~ 谷地	4,823.0	
		(7) 山交ビル ~ 寒河江駅前	12,073.0	
		(8) 天童(東根市役所)北町	2,763.5	
		(9) 山交ビル(県立中央病院・高揃)天童温泉	1,066.5	
		(10) 山交ビル(漆山)天童温泉	12,010.0	
		(11) 県立病院 ~ 金山	7,854.0	
	小計	71,545.0		
	(株)新庄輸送サービス	(12) 県立病院 ~ 肘折	4,309.5	
		小計	4,309.0	
	庄内交通(株)	(13) 鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	7,981.0	
		(14) 鶴岡(ゆぽか)羽黒山頂	6,299.0	
小計		14,280.0		
合 計			90,134.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

4年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	7,031.5	
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	8,693.5	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	4,145.0	
		(4) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	5,011.5	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	6,095.5	
		(6) 寒河江駅前 ~ 谷地	4,814.0	
		(7) 山交ビル ~ 寒河江駅前	12,094.5	
		(8) 天童(東根市役所)北町	2,757.0	
		(9) 山交ビル(県立中央病院・高掬)天童温泉	1,058.0	
		(10) 山交ビル(漆山)天童温泉	11,292.5	
		(11) 県立病院 ~ 金山	7,828.0	
	小計	70,821.0		
	(株)新庄輸送サービス	(12) 県立病院 ~ 肘折	4,304.5	
		小計	4,304.0	
	庄内交通(株)	(13) 鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	8,061.5	
		(14) 鶴岡(ゆぽか)羽黒山頂	6,296.5	
		小計	14,358.0	
合 計			89,483.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

5年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	7,031.5	
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	8,639.5	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	4,147.0	
		(4) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	5,015.0	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	6,102.0	
		(6) 寒河江駅前 ~ 谷地	4,818.5	
		(7) 山交ビル ~ 寒河江駅前	12,115.0	
		(8) 天童(東根市役所)北町	2,760.5	
		(9) 山交ビル(県立中央病院・高掬)天童温泉	1,062.5	
		(10) 山交ビル(漆山)天童温泉	12,001.5	
		(11) 県立病院 ~ 金山	7,841.0	
	小計	71,534.0		
	(株)新庄輸送サービス	(12) 県立病院 ~ 肘折	4,304.5	
		小計	4,304.0	
	庄内交通(株)	(13) 鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	8,077.0	
		(14) 鶴岡(ゆぽか)羽黒山頂	6,296.5	
小計		14,373.0		
合 計			90,211.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円	
	営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円	
	営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,872,341.1 Km					経常収支率	76.92%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	925,296 千円	営業外収益	678 千円	経常収益(イ')	925,974 千円	
	営業費用	1,208,973 千円	営業外費用	430 千円	経常費用(ロ')	1,209,403 千円	
	営業損益	△ 283,677 千円	営業外損益	248 千円	経常損益	△ 283,429 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,897,051.7 Km					経常収支率	76.56%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	900,097 千円	営業外収益	590 千円	経常収益(イ'')	900,687 千円	
	営業費用	1,204,841 千円	営業外費用	563 千円	経常費用(ロ'')	1,205,404 千円	
	営業損益	△ 304,744 千円	営業外損益	27 千円	経常損益	△ 304,717 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,981,055.1 Km					経常収支率	74.72%

(補助対象事業者の「基準期間を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	302円78銭	310円33銭	311円62銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	308円24銭	344円52銭	308円24銭	239円70銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系 統 キ ロ 程 チ	地 域 キ ロ 程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係わるキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-リ)+ヌ+ル)÷チ=フ	
				起 点	主 要 経 過 地	終 点													
羽越ブロック	第1号	無	山形市役所(六角・荒砥)長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井	364 日	2,184.0 (5.9) 回	3.3	19.4 人	45.7 km 45.6 km	45.6 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第2号	無	山交ビル(荒谷・石倉)天童	山交ビルバスターミナル	荒谷橋石倉	天童駅前	364 日	4,971.0 (13.6) 回	4.1	55.7 人	19.7 km 19.0 km	19.3 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第3号	無	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	県立中央病院	表蔵王口四ツ谷	高松葉山温泉	364 日	2,426.0 (6.6) 回	4.1	27.0 人	21.1 km 21.0 km	21.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第4号	無	山形(若葉町・南山形)高松葉山	千歳公園待合所	若葉町南山形	高松葉山温泉	364 日	5,700.0 (15.6) 回	5.0	78.0 人	19.0 km 19.0 km	19.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第5号	無	寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	寒河江駅前	松川左沢	朝日町役場前	364 日	1,940.0 (5.3) 回	5.1	27.0 人	23.1 km 22.3 km	22.7 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第6号	無	寒河江駅前～谷地	寒河江駅前		ひなの湯産直センター前	364 日	4,244.0 (11.6) 回	4.7	54.5 人	11.6 km 11.6 km	11.6 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第7号	無	山交ビル～寒河江駅前	山交ビルバスターミナル		寒河江駅前	364 日	7,090.0 (19.4) 回	3.5	67.9 人	19.6 km 19.0 km	19.3 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第8号	無	天童(東根市役所)北町	天童駅前	東根市役所前	北町	364 日	2,546.0 (6.9) 回	2.5	17.2 人	18.0 km 18.0 km	18.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第9号	無	山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	山交ビルバスターミナル	県立中央病院・高橋	わくわくランド	242 日	726.0 (3.0) 回	5.0	15.0 人	24.5 km 23.6 km	24.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第10号	無	山交ビル(漆山)天童温泉	山交ビルバスターミナル	漆山	わくわくランド	364 日	8,368.0 (22.9) 回	3.5	80.1 人	18.0 km 17.1 km	17.5 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第11号	無	県立病院～金山	県立病院前	泉田	金山	364 日	3,333.0 (9.1) 回	5.1	46.4 人	17.5 km 17.5 km	17.5 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
合計			11系統							237.8 km 233.7 km	235.5 km	0.0 km 0.0 km	0.0 km 0.0 km	— km — km	— km — km	— km — km	— km — km	0.0 km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニ ワ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f				
第1号			199,399.2 km	61,462,809 円	144円02銭	30,264,907 円	207,263.0 km	146円02銭	29,378,940 円	202,300.6 km	145円22銭	28,855,039 円	204,871.2 km	140円84銭	28,717,472 円	32,745,337 円	27,658,264 円	27,658,264円
第2号			192,293.0 km	59,272,394 円	197円02銭	36,185,793 円	191,246.5 km	189円21銭	37,786,583 円	191,868.0 km	196円94銭	39,188,431 円	191,230.5 km	204円92銭	37,885,566 円	21,386,828 円	26,672,577 円	21,386,828円
第3号			102,910.6 km	31,721,163 円	201円81銭	18,480,221 円	95,006.4 km	194円51銭	20,826,399 円	102,776.8 km	202円63銭	21,390,865 円	102,696.1 km	208円29銭	20,768,388 円	10,952,775 円	14,274,523 円	10,952,775円
第4号			216,600.0 km	66,764,784 円	261円90銭	52,317,914 円	216,448.0 km	241円71銭	59,327,159 円	216,296.0 km	274円28銭	58,214,907 円	215,840.0 km	269円71銭	56,727,540 円	10,037,244 円	30,044,152 円	10,037,244円
第5号			88,076.0 km	27,148,546 円	146円60銭	13,179,200 円	93,359.5 km	141円16銭	13,509,928 円	93,246.4 km	144円88銭	14,287,526 円	92,907.1 km	153円78銭	12,911,941 円	14,236,605 円	12,216,845 円	12,216,845円
第6号			98,460.8 km	30,349,556 円	194円59銭	50,537,005 円	267,548.9 km	188円88銭	52,624,339 円	267,241.2 km	196円91銭	52,727,146 円	266,318.1 km	197円98銭	19,159,487 円	11,190,069 円	13,657,300 円	11,190,069円
第7号			273,710.0 km	84,368,370 円	176円59銭	15,423,850 円	93,169.4 km	165円54銭	16,096,365 円	92,956.8 km	173円15銭	17,641,432 円	92,319.0 km	191円09銭	48,334,448 円	36,033,922 円	37,965,766 円	36,033,922円
第8号			91,656.0 km	28,252,045 円	145円54銭	35,558,034 円	243,265.6 km	146円16銭	35,732,975 円	243,100.8 km	146円98銭	13,073,602 円	91,116.0 km	143円48銭	13,339,614 円	14,912,431 円	12,713,420 円	12,713,420円
第9号			34,920.6 km	10,763,925 円	247円13銭	8,492,542 円	34,776.3 km	244円20銭	8,643,899 円	34,632.0 km	249円59銭	8,468,667 円	34,199.1 km	247円62銭	8,629,927 円	2,133,998 円	4,843,766 円	2,133,998円
第10号			291,351.6 km	89,806,217 円	190円24銭	31,613,753 円	165,677.7 km	190円81銭	31,142,597 円	165,537.6 km	188円13銭	56,493,123 円	294,570.6 km	191円78銭	55,426,728 円	34,379,489 円	40,412,797 円	34,379,489円
第11号			116,727.6 km	35,980,115 円	173円67銭	20,865,738 円	116,534.8 km	179円05銭	20,153,006 円	116,342.0 km	173円22銭	19,536,200 円	115,763.6 km	168円75銭	20,272,082 円	15,708,033 円	16,191,051 円	15,708,033円
合計			1,706,105.4 km	525,889,924 円		312,918,957 円	1,724,296.1 km		325,222,190 円	1,726,298.2 km		329,876,938 円	1,701,831.3 km		322,173,193 円	203,716,731 円	236,650,461 円	194,410,887円

令和元年 運送収入	令和元年 実車キロ	キロ単価	R3予定 計画運送収入	R3予定 平均賃率	計画 乗車密度	R3予定 運行回数	輸送量	乗車密度5 人未満(みな し運行回数)
28,363,348	204,871.2	138.44	27,604,825	40.77	3.3	5.9	19.4	3
38,729,479	191,230.5	202.52	38,943,178	49.00	4.1	13.6	55.7	11
21,144,397	102,696.1	205.89	21,188,263	49.60	4.1	6.6	27.0	5
57,696,891	215,840.0	267.31	57,899,346	52.72	5.0	15.6	78.0	15
14,064,546	92,907.1	151.38	13,332,944	29.39	5.1	5.3	27.0	5
52,087,988	266,318.1	195.58	19,256,963	41.61	4.7	11.6	54.5	10
17,419,865	92,319.0	188.69	51,646,339	53.90	3.5	19.4	67.9	13
12,854,928	91,116.0	141.08	12,930,828	54.60	2.5	6.9	17.2	3
8,386,587	34,199.1	245.22	8,563,229	48.66	5.0	3.0	15.0	3
55,786,153	294,570.6	189.38	55,176,166	54.00	3.5	22.9	80.1	16
19,258,370	115,763.6	166.35	19,417,636	32.07	5.1	9.1	46.4	9
325,792,552	1,701,831.3	191.43	325,959,717					

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号			27,658,264円	円	14,063,524円	14,063 千円	7,031.5 千円	32,745,337円	25,713,837円	7,031,500円	27.3%	0円	0%	0円	0%	18,682,337円	72.7%	
第2号			21,386,828円	円	17,298,169円	17,298 千円	8,649.0 千円	21,386,828円	12,737,828円	8,649,000円	67.9%	0円	0%	0円	0%	4,088,828円	32.1%	
第3号			10,952,775円	円	8,297,556円	8,297 千円	4,148.5 千円	10,952,775円	6,804,275円	4,148,500円	61.0%	0円	0%	0円	0%	2,655,775円	39.0%	
第4号			10,037,244円	円	10,037 千円	5,018.5 千円	10,037,244円	5,018,744円	5,018,500円	100.0%	0円	0%	0円	0%	244円	0.0%		
第5号			12,216,845円	円	12,216 千円	6,108.0 千円	14,236,605円	8,128,605円	6,108,000円	75.1%	0円	0%	0円	0%	2,020,605円	24.9%		
第6号			11,190,069円	円	9,646,611円	9,646 千円	4,823.0 千円	11,190,069円	6,367,069円	4,823,000円	75.7%	0円	0%	0円	0%	1,544,069円	24.3%	
第7号			36,033,922円	円	24,146,442円	24,146 千円	12,073.0 千円	36,033,922円	23,960,922円	12,073,000円	50.4%	0円	0%	0円	0%	11,887,922円	49.6%	
第8号			12,713,420円	円	5,527,573円	5,527 千円	2,763.5 千円	14,912,431円	12,148,931円	2,763,500円	22.7%	0円	0%	0円	0%	9,385,431円	77.3%	
第9号			2,133,998円	円	2,133 千円	1,066.5 千円	2,133,998円	1,067,498円	1,066,500円	99.9%	0円	0%	0円	0%	998円	0.1%		
第10号			34,379,489円	円	24,020,603円	24,020 千円	12,010.0 千円	34,379,489円	22,369,489円	12,010,000円	53.7%	0円	0%	0円	0%	10,359,489円	46.3%	
第11号			15,708,033円	円	15,708 千円	7,854.0 千円	15,708,033円	7,854,033円	7,854,000円	100.0%	0円	0%	0円	0%	33円	0.0%		
合計			194,410,887円	円	143,091 千円	71,545.0 千円	203,716,731円	132,171,231円	71,545,000円	54.1%	0円	0%	0円	0%	60,625,731円	45.9%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 新庄輸送サービス
------	---------------

R3年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	73,468 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	73,468 千円	
	営業費用	73,175 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	73,175 千円	
	営業損益	293 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	293 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	238,671 km					経常収支率	100.40 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	70,398 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	70,398 千円	
	営業費用	61,267 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	61,267 千円	
	営業損益	9,131 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	9,131 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	230,720 km					経常収支率	114.90 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	57,880 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	57,880 千円	
	営業費用	46,566 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	46,566 千円	
	営業損益	11,314 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	11,314 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	172,910 km					経常収支率	124.29 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	269円 30銭	265円 54銭	306円 59銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	280円 47銭	344円 52銭	280円 47銭	307円 82銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	第12号	無	県立病院-肘折	清水	肘折温泉	364 日	2,061 (5.6) 回	3.1	17.3 人	往30.9Km(平均) 復30.9Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	0.0Km	%	100%
合計			系統							往30.9Km 復30.9Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象経常費用の見込額 (d+ef)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=f				
羽越	第12号	無	100%	127,483.2km	35,755,213円	62円.82銭	3,436,777円	64,016.8 km	53円.68銭	8,027,927円	127,173.5 km	63円.12銭	9,082,185円	126,709.3 km	71円.67銭	8,008,494 円	27,746,719 円	16,089,845 円	16,089,845 円
合計				127,483.2km	35,755,213円		3,436,777円	64,016.8 km		8,027,927円	127,173.5 km		9,082,185円	126,709.3 km		8,008,494 円	27,746,719 円	16,089,845 円	16,089,845 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	第12号	無	16,089,845 円	円	8,619,560 円	8,619 千円	4,309.5 千円	26,012,947 円	21,703,447 円	4,309,000円	19.9%	17,394,447円	80.1%	円	%	円	%	
合計			16,089,845 円	円	8,619,560 円	8,619 千円	4,309.5 千円	26,012,947 円	21,703,447 円	4,309,000円	19.9%	17,394,447円	80.1%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

R3 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	216,230 千円	営業外収益	2,122 千円	経常収益(イ)	218,352 千円	
	営業費用	472,942 千円	営業外費用	1,135 千円	経常費用(ロ)	474,077 千円	
	営業損益	△ 256,712 千円	営業外損益	987 千円	経常損益	△ 255,725 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,412,854.2 km					経常収支率	46.06 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	200,958 千円	営業外収益	3,274 千円	経常収益(イ')	204,232 千円	
	営業費用	444,136 千円	営業外費用	2,664 千円	経常費用(ロ')	446,800 千円	
	営業損益	△ 243,178 千円	営業外損益	610 千円	経常損益	△ 242,568 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,407,519.5 km					経常収支率	45.71 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	200,544 千円	営業外収益	1,760 千円	経常収益(イ')	202,304 千円	
	営業費用	394,472 千円	営業外費用	687 千円	経常費用(ロ')	395,159 千円	
	営業損益	△ 193,928 千円	営業外損益	1,073 千円	経常損益	△ 192,855 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	1,371,843.6 km					経常収支率	51.20 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	288円 04銭	317円 43銭	335円 54銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	313円 67銭	344円 52銭	313円 67銭	154円 54銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	13		鶴岡(モールイオン三川・日本海病院)酒田	外内島	エスモール・イオン三川・日本海病院・イオン酒田商店	ゆたか町	365 日	2,665 回 (7.3)	2.9	21.1 人	往38.4Km (平均) 復38.9Km	38.6Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	%
	14		鶴岡(ゆほか)羽黒山頂	エスモール	ゆほか・荒川	羽黒山頂	365 日	2,513 回 (6.8)	3.9	26.5 人	往24.3Km 復24.0Km	24.1Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額。カ (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額。ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
羽越	13		%	206,390.1km	64,738,382円	114.20円	21,859,117円	208,330.6km	104.92円	22,446,097円	207,942.5km	107.94円	26,780,134円	206,390.1km	129.75円	23,569,749円	41,168,633円	29,132,271円	29,132,271円
	14		%	121,388.7km	38,075,993円	171.48円	18,961,862円	121,533.6km	156.02円	17,608,913円	121,786.7km	144.58円	25,985,246円	121,509.6km	213.85円	20,815,734円	17,260,259円	17,134,196円	17,134,196円
合計				327,778.8km	102,814,375円		40,820,979円	329,864.2km		40,055,010円	329,729.2km		52,765,380円	327,899.7km		44,385,483円	58,428,892円	46,266,467円	46,266,467円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合											
羽越	13		29,132,271円	円	15,962,888円	15,962 千円	7,981.0 千円	41,168,633円	33,187,633円	7,981,000円	24.0%	円	%	円	%	25,206,633円	76.0%	
	14		17,134,196円	円	12,598,673円	12,598 千円	6,299.0 千円	17,260,259円	10,961,259円	6,299,000円	57.5%	円	%	円	%	4,662,259円	42.5%	
合計			46,266,467円	円	28,561,561円	28,560 千円	14,280 千円	58,428,892円	44,148,892円	14,280,000円	32.3%	円	%	円	%	29,868,892円	67.7%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円	
	営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円	
営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円	経常収支率	76.92%
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,872,341.1 Km						

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	925,296 千円	営業外収益	678 千円	経常収益(イ')	925,974 千円	
	営業費用	1,208,973 千円	営業外費用	430 千円	経常費用(ロ')	1,209,403 千円	
営業損益	△ 283,677 千円	営業外損益	248 千円	経常損益	△ 283,429 千円	経常収支率	76.56%
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,897,051.7 Km						

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	900,097 千円	営業外収益	590 千円	経常収益(イ'')	900,687 千円	
	営業費用	1,204,841 千円	営業外費用	563 千円	経常費用(ロ'')	1,205,404 千円	
営業損益	△ 304,744 千円	営業外損益	27 千円	経常損益	△ 304,717 千円	経常収支率	74.72%
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,981,055.1 Km						

(補助対象事業者の「基準期間を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	302円78銭	310円33銭	311円62銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	308円24銭	344円52銭	308円24銭	239円70銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系 統 キ ロ 程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係わるキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷キ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-リ)+ヌ+ル)÷チ=フ	
				起 点	主 要 経 過 地	終 点					チ	オ								
羽越ブロック	第1号	無	山形市役所(六角・荒砥)長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井	364日	2,184.0(5.9)回	3.3	19.4人	45.7 km 45.6 km	45.6 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第2号	無	山交ビル(荒谷・石倉)天童	山交ビルバスターミナル	荒谷橋石倉	天童駅前	364日	4,960.0(13.5)回	4.1	55.3人	19.7 km 19.0 km	19.3 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第3号	無	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	県立中央病院	表蔵王口四ツ谷	高松葉山温泉	364日	2,424.0(6.6)回	4.1	27.0人	21.1 km 21.0 km	21.0 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第4号	無	山形(若葉町・南山形)高松葉山	千歳公園待合所	若葉町南山形	高松葉山温泉	364日	5,692.0(15.5)回	5.0	77.5人	19.0 km 19.0 km	19.0 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第5号	無	寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	寒河江駅前	松川左沢	朝日町役場前	364日	1,936.0(5.3)回	5.1	27.0人	23.1 km 22.3 km	22.7 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第6号	無	寒河江駅前～谷地	寒河江駅前		ひなの湯産直センター前	364日	4,236.0(11.6)回	4.7	54.5人	11.6 km 11.6 km	11.6 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第7号	無	山交ビル～寒河江駅前	山交ビルバスターミナル		寒河江駅前	364日	7,066.0(19.3)回	3.5	67.5人	19.6 km 19.0 km	19.3 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第8号	無	天童(東根市役所)北町	天童駅前	東根市役所前	北町	364日	2,540.0(6.9)回	2.5	17.2人	18.0 km 18.0 km	18.0 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第9号	無	山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	山交ビルバスターミナル	県立中央病院・高橋	わくわくランド	240日	720.0(3.0)回	5.0	15.0人	24.5 km 23.6 km	24.0 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第10号	無	山交ビル(漆山)天童温泉	山交ビルバスターミナル	漆山	わくわくランド	364日	8,356.0(22.8)回	3.5	79.8人	18.0 km 17.1 km	17.5 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第11号	無	県立病院～金山	県立病院前	泉田	金山	364日	3,322.0(9.1)回	5.1	46.4人	17.5 km 17.5 km	17.5 km	km(平均) 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
合計			11系統							237.8 km 233.7 km	235.5 km	0.0 km 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	0.0 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニ ワ	計画実車走行キロ ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=f				
第1号			199,399.2 km	61,462,809 円	144円02銭	30,264,907 円	207,263.0 km	146円02銭	29,378,940 円	202,300.6 km	145円22銭	28,855,039 円	204,871.2 km	140円84銭	28,717,472 円	32,745,337 円	27,658,264 円	27,658,264円
第2号			191,868.0 km	59,141,392 円	197円02銭	36,185,793 円	191,246.5 km	189円21銭	37,786,583 円	191,868.0 km	196円94銭	39,188,431 円	191,230.5 km	204円92銭	37,801,833 円	21,339,559 円	26,613,626 円	21,339,559円
第3号			102,824.8 km	31,694,716 円	201円81銭	18,480,221 円	95,006.4 km	194円51銭	20,826,399 円	102,776.8 km	202円63銭	21,390,865 円	102,696.1 km	208円29銭	20,751,072 円	10,943,644 円	14,262,622 円	10,943,644円
第4号			216,296.0 km	66,671,079 円	261円90銭	52,317,914 円	216,448.0 km	241円71銭	59,327,159 円	216,296.0 km	274円28銭	58,214,907 円	215,840.0 km	269円71銭	56,647,922 円	10,023,157 円	30,001,985 円	10,023,157円
第5号			87,894.4 km	27,092,569 円	146円60銭	13,179,200 円	93,359.5 km	141円16銭	13,509,928 円	93,246.4 km	144円88銭	14,287,526 円	92,907.1 km	153円78銭	12,885,319 円	14,207,250 円	12,191,656 円	12,191,656円
第6号			98,275.2 km	30,292,347 円	194円59銭	50,537,005 円	267,548.9 km	188円88銭	52,624,339 円	267,241.2 km	196円91銭	52,727,146 円	266,318.1 km	197円98銭	19,123,371 円	11,168,976 円	13,631,556 円	11,168,976円
第7号			272,782.4 km	84,082,446 円	176円59銭	15,423,850 円	93,169.4 km	165円54銭	16,096,365 円	92,956.8 km	173円15銭	17,641,432 円	92,319.0 km	191円09銭	48,170,644 円	35,911,802 円	37,837,100 円	35,911,802円
第8号			91,440.0 km	28,185,465 円	145円54銭	35,558,034 円	243,265.6 km	146円16銭	35,732,975 円	243,100.8 km	146円98銭	13,073,602 円	91,116.0 km	143円48銭	13,308,177 円	14,877,288 円	12,683,459 円	12,683,459円
第9号			34,632.0 km	10,674,967 円	247円13銭	8,492,542 円	34,776.3 km	244円20銭	8,643,899 円	34,632.0 km	249円59銭	8,468,667 円	34,199.1 km	247円62銭	8,558,606 円	2,116,361 円	4,803,735 円	2,116,361円
第10号			290,932.8 km	89,677,126 円	190円24銭	31,613,753 円	165,677.7 km	190円81銭	31,142,597 円	165,537.6 km	188円13銭	56,493,123 円	294,570.6 km	191円78銭	55,347,055 円	34,330,071 円	40,354,706 円	34,330,071円
第11号			116,342.0 km	35,861,258 円	173円67銭	20,865,738 円	116,534.8 km	179円05銭	20,153,006 円	116,342.0 km	173円22銭	19,536,200 円	115,763.6 km	168円75銭	20,205,115 円	15,656,143 円	16,137,566 円	15,656,143円
合計			1,702,686.8 km	524,836,174 円		312,918,957 円	1,724,296.1 km		325,222,190 円	1,726,298.2 km		329,876,938 円	1,701,831.3 km		321,516,586 円	203,319,588 円	236,176,275 円	194,023,092円

令和元年 運送収入	令和元年 実車キロ	キロ単価	R4予定 計画運送収入	R4予定 平均賃率	計画 乗車密度	R4予定 運行回数	輸送量	乗車密度5 人未満(みな し運行回数)
28,363,348	204,871.2	138.44	27,604,825	40.77	3.3	5.9	19.4	3
38,729,479	191,230.5	202.52	38,857,107	49.00	4.1	13.5	55.3	11
21,144,397	102,696.1	205.89	21,170,598	49.60	4.1	6.6	27.0	5
57,696,891	215,840.0	267.31	57,818,083	52.72	5.0	15.5	77.5	15
14,064,546	92,907.1	151.38	13,305,454	29.39	5.1	5.3	27.0	5
52,087,988	266,318.1	195.58	19,220,663	41.61	4.7	11.6	54.5	10
17,419,865	92,319.0	188.69	51,471,311	53.90	3.5	19.3	67.5	13
12,854,928	91,116.0	141.08	12,900,355	54.60	2.5	6.9	17.2	3
8,386,587	34,199.1	245.22	8,492,459	48.66	5.0	3.0	15.0	3
55,786,153	294,570.6	189.38	55,096,853	54.00	3.5	22.8	79.8	15
19,258,370	115,763.6	166.35	19,353,491	32.07	5.1	9.1	46.4	9
325,792,552	1,701,831.3	191.43	325,291,199					

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者」の具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
第1号			27,658,264円		14,063,524円	14,063 千円	7,031.5 千円	32,745,337円	25,713,837円	7,031,500円	27.3%	0円	0%	0円	0%	18,682,337円	72.7%		
第2号			21,339,559円		17,387,788円	17,387 千円	8,693.5 千円	21,339,559円	12,646,059円	8,693,500円	68.7%	0円	0%	0円	0%	3,952,559円	31.3%		
第3号			10,943,644円		8,290,639円	8,290 千円	4,145.0 千円	10,943,644円	6,798,644円	4,145,000円	61.0%	0円	0%	0円	0%	2,653,644円	39.0%		
第4号			10,023,157円			10,023 千円	5,011.5 千円	10,023,157円	5,011,657円	5,011,500円	100.0%	0円	0%	0円	0%	157円	0.0%		
第5号			12,191,656円			12,191 千円	6,095.5 千円	14,207,250円	8,111,750円	6,095,500円	75.1%	0円	0%	0円	0%	2,016,250円	24.9%		
第6号			11,168,976円			9,628,427円	9,628 千円	4,814.0 千円	11,168,976円	6,354,976円	4,814,000円	75.8%	0円	0%	0円	0%	1,540,976円	24.2%	
第7号			35,911,802円			24,189,296円	24,189 千円	12,094.5 千円	35,911,802円	23,817,302円	12,094,500円	50.8%	0円	0%	0円	0%	11,722,802円	49.2%	
第8号			12,683,459円			5,514,547円	5,514 千円	2,757.0 千円	14,877,288円	12,120,288円	2,757,000円	22.7%	0円	0%	0円	0%	9,363,288円	77.3%	
第9号			2,116,361円			2,116 千円	1,058.0 千円	2,116,361円	1,058,361円	1,058,000円	100.0%	0円	0%	0円	0%	361円	0.0%		
第10号			34,330,071円			22,585,573円	22,585 千円	11,292.5 千円	34,330,071円	23,037,571円	11,292,500円	49.0%	0円	0%	0円	0%	11,745,071円	51.0%	
第11号			15,656,143円			15,656 千円	7,828.0 千円	15,656,143円	7,828,143円	7,828,000円	100.0%	0円	0%	0円	0%	143円	0.0%		
合計			194,023,092円			141,642 千円	70,821.0 千円	203,319,588円	132,498,588円	70,821,000円	53.5%	0円	0%	0円	0%	61,677,588円	46.5%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 新庄輸送サービス
------	---------------

R4年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	73,468 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	73,468 千円	
	営業費用	73,175 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	73,175 千円	
	営業損益	293 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	293 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	238,671 km					経常収支率	100.40 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	70,398 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	70,398 千円	
	営業費用	61,267 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	61,267 千円	
	営業損益	9,131 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	9,131 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	230,720 km					経常収支率	114.90 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	57,880 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	57,880 千円	
	営業費用	46,566 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	46,566 千円	
	営業損益	11,314 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	11,314 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	172,910 km					経常収支率	124.29 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	269円 30銭	265円 54銭	306円 59銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	280円 47銭	344円 52銭	280円 47銭	307円 82銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	第12号	無	県立病院-肘折	清水	肘折温泉	364 日	2,061 (5.6) 回	3.1	17.3 人	往30.9Km(平均) 復30.9Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	0.0Km	%	100%
合計			系統							往30.9Km 復30.9Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象経常費用の見込額 (d+ef)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=f				
羽越	第12号	無	100%	127,328.0km	35,711,684円	62円.82銭	3,436,777円	64,016.8 km	53円.68銭	8,027,927円	127,173.5 km	63円.12銭	9,082,185円	126,709.3 km	71円.67銭	7,998,744 円	27,712,940 円	16,070,257 円	16,070,257 円
合計				127,328.0km	35,711,684円		3,436,777円	64,016.8 km		8,027,927円	127,173.5 km		9,082,185円	126,709.3 km		7,998,744 円	27,712,940 円	16,070,257 円	16,070,257 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	第12号	無	16,070,257 円	円	8,609,066 円	8,609 千円	4,304.5 千円	25,981,279 円	21,676,779 円	4,304,000円	19.9%	17,372,779円	80.1%	円	%	円	%	
合計			16,070,257 円	円	8,609,066 円	8,609 千円	4,304.5 千円	25,981,279 円	21,676,779 円	4,304,000円	19.9%	17,372,779円	80.1%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

R4 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	216,230 千円	営業外収益	2,122 千円	経常収益(イ)	218,352 千円	
	営業費用	472,942 千円	営業外費用	1,135 千円	経常費用(ロ)	474,077 千円	
	営業損益	△ 256,712 千円	営業外損益	987 千円	経常損益	△ 255,725 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,412,854.2 km					経常収支率	46.06 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	200,958 千円	営業外収益	3,274 千円	経常収益(イ')	204,232 千円	
	営業費用	444,136 千円	営業外費用	2,664 千円	経常費用(ロ')	446,800 千円	
	営業損益	△ 243,178 千円	営業外損益	610 千円	経常損益	△ 242,568 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,407,519.5 km					経常収支率	45.71 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	200,544 千円	営業外収益	1,760 千円	経常収益(イ')	202,304 千円	
	営業費用	394,472 千円	営業外費用	687 千円	経常費用(ロ')	395,159 千円	
	営業損益	△ 193,928 千円	営業外損益	1,073 千円	経常損益	△ 192,855 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	1,371,843.6 km					経常収支率	51.20 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	288円 04銭	317円 43銭	335円 54銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	313円 67銭	344円 52銭	313円 67銭	154円 54銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	13		鶴岡(モールイオン三川・日本海病院)酒田	外内島	エスモール・イオン三川・日本海病院・イオン酒田商店	ゆたか町	365 日	2,655 回 (7.2)	2.9	20.8 人	往38.4Km (平均) 復38.9Km 38.6Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%
	14		鶴岡(ゆほか)羽黒山頂	エスモール	ゆほか・荒川	羽黒山頂	365 日	2,512 回 (6.8)	3.9	26.5 人	往24.3Km 復24.0Km 24.1Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
合計	系統																

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額。カ (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額。ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
羽越	13		%	205,613.9km	64,494,912円	114.20円	21,859,117円	208,330.6km	104.92円	22,446,097円	207,942.5km	107.94円	26,780,134円	206,390.1km	129.75円	23,481,107円	41,013,805円	29,022,710円	29,022,710円
	14		%	121,340.4km	38,060,843円	171.48円	18,961,862円	121,533.6km	156.02円	17,608,913円	121,786.7km	144.58円	25,985,246円	121,509.6km	213.85円	20,807,451円	17,253,392円	17,127,379円	17,127,379円
合計				326,954.3km	102,555,755円		40,820,979円	329,864.2km		40,055,010円	329,729.2km		52,765,380円	327,899.7km		44,288,558円	58,267,197円	46,150,089円	46,150,089円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合											
羽越	13		29,022,710円	円	16,123,727円	16,123 千円	8,061.5 千円	41,013,805円	32,952,305円	8,061,500円	24.5%	円	%	円	%	24,890,805円	75.5%	
	14		17,127,379円	円	12,593,661円	12,593 千円	6,296.5 千円	17,253,392円	10,956,892円	6,296,500円	57.5%	円	%	円	%	4,660,392円	42.5%	
合計			46,150,089円	円	28,717,388円	28,716 千円	14,358 千円	58,267,197円	43,909,197円	14,358,000円	32.7%	円	%	円	%	29,551,197円	67.3%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	926,465 千円	営業外収益	1,768 千円	経常収益(イ)	928,233 千円	
	営業費用	1,206,229 千円	営業外費用	484 千円	経常費用(ロ)	1,206,713 千円	
営業損益	△ 279,764 千円	営業外損益	1,284 千円	経常損益	△ 278,480 千円	経常収支率	76.92%
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,872,341.1 Km						

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	925,296 千円	営業外収益	678 千円	経常収益(イ')	925,974 千円	
	営業費用	1,208,973 千円	営業外費用	430 千円	経常費用(ロ')	1,209,403 千円	
営業損益	△ 283,677 千円	営業外損益	248 千円	経常損益	△ 283,429 千円	経常収支率	76.56%
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,897,051.7 Km						

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	900,097 千円	営業外収益	590 千円	経常収益(イ'')	900,687 千円	
	営業費用	1,204,841 千円	営業外費用	563 千円	経常費用(ロ'')	1,205,404 千円	
営業損益	△ 304,744 千円	営業外損益	27 千円	経常損益	△ 304,717 千円	経常収支率	74.72%
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,981,055.1 Km						

(補助対象事業者の「基準期間を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	302円78銭	310円33銭	311円62銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	308円24銭	344円52銭	308円24銭	239円70銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係わるキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-リ)+ヌ+ル)÷チ=フ	
				起点	主な経過地	終点													
羽越ブロック	第1号	無	山形市役所(六角・荒砥)長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井	364日	2,184.0回 (5.9)	3.3	19.4人	45.7 km 45.6 km	45.6 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第2号	無	山交ビル(荒谷・石倉)天童	山交ビルバスターミナル	荒谷橋石倉	天童駅前	364日	4,965.5回 (13.6)	4.1	55.7人	19.7 km 19.0 km	19.3 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第3号	無	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	県立中央病院	表蔵王口四ツ谷	高松葉山温泉	364日	2,425.0回 (6.6)	4.1	27.0人	21.1 km 21.0 km	21.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第4号	無	山形(若葉町・南山形)高松葉山	千歳公園待合所	若葉町南山形	高松葉山温泉	364日	5,696.0回 (15.6)	5.0	78.0人	19.0 km 19.0 km	19.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第5号	無	寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	寒河江駅前	松川左沢	朝日町役場前	364日	1,938.0回 (5.3)	5.1	27.0人	23.1 km 22.3 km	22.7 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第6号	無	寒河江駅前～谷地	寒河江駅前		ひなの湯産直センター前	364日	4,240.0回 (11.6)	4.7	54.5人	11.6 km 11.6 km	11.6 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第7号	無	山交ビル～寒河江駅前	山交ビルバスターミナル		寒河江駅前	364日	7,078.0回 (19.3)	3.5	67.5人	19.6 km 19.0 km	19.3 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第8号	無	天童(東根市役所)北町	天童駅前	東根市役所前	北町	364日	2,543.0回 (6.9)	2.5	17.2人	18.0 km 18.0 km	18.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第9号	無	山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	山交ビルバスターミナル	県立中央病院・高橋	わくわくランド	241日	723.0回 (3.0)	5.0	15.0人	24.5 km 23.6 km	24.0 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第10号	無	山交ビル(漆山)天童温泉	山交ビルバスターミナル	漆山	わくわくランド	364日	8,362.0回 (22.9)	3.5	80.1人	18.0 km 17.1 km	17.5 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
	第11号	無	県立病院～金山	県立病院前	泉田	金山	364日	3,327.5回 (9.1)	5.1	46.4人	17.5 km 17.5 km	17.5 km	100%	— km	— km	— km	— km	— km	100%
合計			11系統							237.8 km 233.7 km	0.0 km 235.5 km	0.0 km 0.0 km	%	— km	— km	— km	— km	0.0 km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チニ ワ)	計画実車走行キロ ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=f				
第1号			199,399.2 km	61,462,809 円	144円02銭	30,264,907 円	207,263.0 km	146円02銭	29,378,940 円	202,300.6 km	145円22銭	28,855,039 円	204,871.2 km	140円84銭	28,717,472 円	32,745,337 円	27,658,264 円	27,658,264円
第2号			192,080.5 km	59,206,893 円	197円02銭	36,185,793 円	191,246.5 km	189円21銭	37,786,583 円	191,868.0 km	196円94銭	39,188,431 円	191,230.5 km	204円92銭	37,843,700 円	21,363,193 円	26,643,101 円	21,363,193円
第3号			102,867.7 km	31,707,939 円	201円81銭	18,480,221 円	95,006.4 km	194円51銭	20,826,399 円	102,776.8 km	202円63銭	21,390,865 円	102,696.1 km	208円29銭	20,759,730 円	10,948,209 円	14,268,572 円	10,948,209円
第4号			216,448.0 km	66,717,931 円	261円90銭	52,317,914 円	216,448.0 km	241円71銭	59,327,159 円	216,296.0 km	274円28銭	58,214,907 円	215,840.0 km	269円71銭	56,687,731 円	10,030,200 円	30,023,068 円	10,030,200円
第5号			87,985.2 km	27,120,558 円	146円60銭	13,179,200 円	93,359.5 km	141円16銭	13,509,928 円	93,246.4 km	144円88銭	14,287,526 円	92,907.1 km	153円78銭	12,898,630 円	14,221,928 円	12,204,251 円	12,204,251円
第6号			98,368.0 km	30,320,952 円	194円59銭	50,537,005 円	267,548.9 km	188円88銭	52,624,339 円	267,241.2 km	196円91銭	52,727,146 円	266,318.1 km	197円98銭	19,141,429 円	11,179,523 円	13,644,428 円	11,179,523円
第7号			273,246.2 km	84,225,408 円	176円59銭	15,423,850 円	93,169.4 km	165円54銭	16,096,365 円	92,956.8 km	173円15銭	17,641,432 円	92,319.0 km	191円09銭	48,252,546 円	35,972,862 円	37,901,433 円	35,972,862円
第8号			91,548.0 km	28,218,755 円	145円54銭	35,558,034 円	243,265.6 km	146円16銭	35,732,975 円	243,100.8 km	146円98銭	13,073,602 円	91,116.0 km	143円48銭	13,323,895 円	14,894,860 円	12,698,439 円	12,698,439円
第9号			34,776.3 km	10,719,446 円	247円13銭	8,492,542 円	34,776.3 km	244円20銭	8,643,899 円	34,632.0 km	249円59銭	8,468,667 円	34,199.1 km	247円62銭	8,594,267 円	2,125,179 円	4,823,750 円	2,125,179円
第10号			291,142.2 km	89,741,671 円	190円24銭	31,613,753 円	165,677.7 km	190円81銭	31,142,597 円	165,537.6 km	188円13銭	56,493,123 円	294,570.6 km	191円78銭	55,386,892 円	34,354,779 円	40,383,751 円	34,354,779円
第11号			116,534.8 km	35,920,686 円	173円67銭	20,865,738 円	116,534.8 km	179円05銭	20,153,006 円	116,342.0 km	173円22銭	19,536,200 円	115,763.6 km	168円75銭	20,238,598 円	15,682,088 円	16,164,308 円	15,682,088円
合計			1,704,396.1 km	525,363,048 円		312,918,957 円	1,724,296.1 km		325,222,190 円	1,726,298.2 km		329,876,938 円	1,701,831.3 km		321,844,890 円	203,518,158 円	236,413,365 円	194,216,987円

令和元年 運送収入	令和元年 実車キロ	キロ単価	R5 予定 計画運送収入	R5 予定 平均賃率	計画 乗車密度	R5 予定 運行回数	輸送量	乗車密度5 人未満(みな し運行回数)
28,363,348	204,871.2	138.44	27,604,825	40.77	3.3	5.9	19.4	3
38,729,479	191,230.5	202.52	38,900,142	49.00	4.1	13.6	55.7	11
21,144,397	102,696.1	205.89	21,179,430	49.60	4.1	6.6	27.0	5
57,696,891	215,840.0	267.31	57,858,714	52.72	5.0	15.6	78.0	15
14,064,546	92,907.1	151.38	13,319,199	29.39	5.1	5.3	27.0	5
52,087,988	266,318.1	195.58	19,238,813	41.61	4.7	11.6	54.5	10
17,419,865	92,319.0	188.69	51,558,825	53.90	3.5	19.3	67.5	13
12,854,928	91,116.0	141.08	12,915,591	54.60	2.5	6.9	17.2	3
8,386,587	34,199.1	245.22	8,527,844	48.66	5.0	3.0	15.0	3
55,786,153	294,570.6	189.38	55,136,509	54.00	3.5	22.9	80.1	16
19,258,370	115,763.6	166.35	19,385,563	32.07	5.1	9.1	46.4	9
325,792,552	1,701,831.3	191.43	325,625,455					

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号			27,658,264円		14,063.524円	14,063 千円	7,031.5 千円	32,745,337円	25,713,837円	7,031,500円	27.3%	0円	0%	0円	0%	18,682,337円	72.7%	
第2号			21,363,193円		17,279,053円	17,279 千円	8,639.5 千円	21,363,193円	12,723,693円	8,639,500円	67.9%	0円	0%	0円	0%	4,084,193円	32.1%	
第3号			10,948,209円		8,294,097円	8,294 千円	4,147.0 千円	10,948,209円	6,801,209円	4,147,000円	61.0%	0円	0%	0円	0%	2,654,209円	39.0%	
第4号			10,030,200円			10,030 千円	5,015.0 千円	10,030,200円	5,015,200円	5,015,000円	100.0%	0円	0%	0円	0%	200円	0.0%	
第5号			12,204,251円			12,204 千円	6,102.0 千円	14,221,928円	8,119,928円	6,102,000円	75.1%	0円	0%	0円	0%	2,017,928円	24.9%	
第6号			11,179,523円		9,637,519円	9,637 千円	4,818.5 千円	11,179,523円	6,361,023円	4,818,500円	75.8%	0円	0%	0円	0%	1,542,523円	24.2%	
第7号			35,972,862円		24,230,425円	24,230 千円	12,115.0 千円	35,972,862円	23,857,862円	12,115,000円	50.8%	0円	0%	0円	0%	11,742,862円	49.2%	
第8号			12,698,439円		5,521,060円	5,521 千円	2,760.5 千円	14,894,860円	12,134,360円	2,760,500円	22.7%	0円	0%	0円	0%	9,373,860円	77.3%	
第9号			2,125,179円			2,125 千円	1,062.5 千円	2,125,179円	1,062,679円	1,062,500円	100.0%	0円	0%	0円	0%	179円	0.0%	
第10号			34,354,779円		24,003,339円	24,003 千円	12,001.5 千円	34,354,779円	22,353,279円	12,001,500円	53.7%	0円	0%	0円	0%	10,351,779円	46.3%	
第11号			15,682,088円			15,682 千円	7,841.0 千円	15,682,088円	7,841,088円	7,841,000円	100.0%	0円	0%	0円	0%	88円	0.0%	
合計			194,216,987円			143,068 千円	71,534.0 千円	203,518,158円	131,984,158円	71,534,000円	54.2%	0円	0%	0円	0%	60,450,158円	45.8%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 新庄輸送サービス
------	---------------

R5年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	73,468 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	73,468 千円	
	営業費用	73,175 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	73,175 千円	
	営業損益	293 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	293 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	238,671 km					経常収支率	100.40 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	70,398 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	70,398 千円	
	営業費用	61,267 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	61,267 千円	
	営業損益	9,131 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	9,131 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	230,720 km					経常収支率	114.90 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	57,880 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	57,880 千円	
	営業費用	46,566 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	46,566 千円	
	営業損益	11,314 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	11,314 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	172,910 km					経常収支率	124.29 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	269円 30銭	265円 54銭	306円 59銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ \div ハ=ト
羽越	280円 47銭	344円 52銭	280円 47銭	307円 82銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ラ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	第12号	無	県立病院-肘折	清水	肘折温泉	364 日	2,061 回 (5.6)	3.1	17.3 人	往30.9Km(平均) 復30.9Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	往 . Km(平均) 復 . Km . Km	0.0Km	%	100%
合計			系統							往30.9Km 復30.9Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+ef)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=f					
羽越	第12号	無	100%	127,328.0km	35,711,684円	62円.82銭	3,436,777円	64,016.8 km	53円.68銭	8,027,927円	127,173.5 km	63円.12銭	9,082,185円	126,709.3 km	71円.67銭	7,998,744 円	27,712,940 円	16,070,257 円	16,070,257 円
合計				127,328.0km	35,711,684円		3,436,777円	64,016.8 km		8,027,927円	127,173.5 km		9,082,185円	126,709.3 km		7,998,744 円	27,712,940 円	16,070,257 円	16,070,257 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	第12号	無	16,070,257 円		8,609,066 円	8,609 千円	4,304.5 千円	25,981,279 円	21,676,779 円	4,304,000円	19.9%	17,372,779円	80.1%	円	%	円	%	
合計			16,070,257 円		8,609,066 円	8,609 千円	4,304.5 千円	25,981,279 円	21,676,779 円	4,304,000円	19.9%	17,372,779円	80.1%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

R5 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	216,230 千円	営業外収益	2,122 千円	経常収益(イ)	218,352 千円	
	営業費用	472,942 千円	営業外費用	1,135 千円	経常費用(ロ)	474,077 千円	
	営業損益	△ 256,712 千円	営業外損益	987 千円	経常損益	△ 255,725 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,412,854.2 km					経常収支率	46.06 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	200,958 千円	営業外収益	3,274 千円	経常収益(イ')	204,232 千円	
	営業費用	444,136 千円	営業外費用	2,664 千円	経常費用(ロ')	446,800 千円	
	営業損益	△ 243,178 千円	営業外損益	610 千円	経常損益	△ 242,568 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,407,519.5 km					経常収支率	45.71 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	200,544 千円	営業外収益	1,760 千円	経常収益(イ')	202,304 千円	
	営業費用	394,472 千円	営業外費用	687 千円	経常費用(ロ')	395,159 千円	
	営業損益	△ 193,928 千円	営業外損益	1,073 千円	経常損益	△ 192,855 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')	1,371,843.6 km					経常収支率	51.20 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	288円 04銭	317円 43銭	335円 54銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	313円 67銭	344円 52銭	313円 67銭	154円 54銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地												終点
羽越	13		鶴岡(モールイオン三川・日本海病院)酒田	外内島	エスモール・イオン三川・日本海病院・イオン酒田商店	ゆたか町	365 日	2,660 回 (7.2)	2.9	20.8 人	往38.4Km (平均) 復38.9Km	38.6Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	%
	14		鶴岡(ゆほか)羽黒山頂	エスモール	ゆほか・荒川	羽黒山頂	365 日	2,512 回 (6.8)	3.9	26.5 人	往24.3Km 復24.0Km	24.1Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%
合計	系統																

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額、カ (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額、ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
羽越	13		%	206,002.0km	64,616,647円	114.20円	21,859,117円	208,330.6km	104.92円	22,446,097円	207,942.5km	107.94円	26,780,134円	206,390.1km	129.75円	23,525,428円	41,091,219円	29,077,491円	29,077,491円
	14		%	121,340.4km	38,060,843円	171.48円	18,961,862円	121,533.6km	156.02円	17,608,913円	121,786.7km	144.58円	25,985,246円	121,509.6km	213.85円	20,807,451円	17,253,392円	17,127,379円	17,127,379円
合計				327,342.4km	102,677,490円		40,820,979円	329,864.2km		40,055,010円	329,729.2km		52,765,380円	327,899.7km		44,332,879円	58,344,611円	46,204,870円	46,204,870円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合											
羽越	13		29,077,491円	円	16,154,161円	16,154 千円	8,077.0 千円	41,091,219円	33,014,219円	8,077,000円	24.5%	円	%	円	%	24,937,219円	75.5%	
	14		17,127,379円	円	12,593,661円	12,593 千円	6,296.5 千円	17,253,392円	10,956,892円	6,296,500円	57.5%	円	%	円	%	4,660,392円	42.5%	
合計			46,204,870円	円	28,747,822円	28,747 千円	14,373 千円	58,344,611円	43,971,111円	14,373,500円	32.7%	円	%	円	%	29,597,611円	67.3%	

表2(参考) 同一の補助系統として取り扱うことを県協議会が認める系統の一覧(令和3年度~5年度共通)

番号	主系統	系統名	系統 ^{千円}		平日	土	日祝	運 行 回 数	主系統との異なる区間 ^{千円}			
			千円	千円					千円	千円		
3 (山交)	○	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷) 高松葉山	21.1		4	4	4	3.9	1,854.0	101,790		
			21.0	21.0	4	4	4					
		県立中央病院(表蔵王) 高松葉山	21.5		3	2	2	2.6	1,880.0	102,000	3.8	18.09%
			21.4	21.4	3	2	2					
統 合								6.6	3,734.0	203,790		
									賃率(税抜)	49.60		
10 (山交)	○	山交ビル(漆山)天童温泉	18.0		14	9	9	12.1	1,062.0	61,950		
			17.1	17.5	13	10	10					
		山交ビル(長岡)天童温泉	17.7		11	10	10	10.8	1,143.9	69,100	3.3	18.85%
			16.8	17.2	12	9	9					
統 合								22.9	2,205.9	131,050		
									賃率(税抜)	54.00		
11 (山交)	○	県立病院~金山	17.5		9	5	5	7.6	747.2	26,490		
			17.5	17.5	9	5	5					
		県立病院(上台中)金山	17.8		1	0	0	0.3	756.0	26,490	0.5	2.85%
			—	17.8	—	—	—					
	県立病院(最上公園)金山	—		1	0	0	1.1	748.8	26,490	1.4	8.00%	
		17.5	17.5	2	1	1						
統 合								9.1	2,252.0	79,470		
									賃率(税抜)	32.07		
12 (新庄)	○	県立病院~肘折	30.9		7	4	4	5.3	3,488.6	85,000		
			30.9	30.9	5	4	4					
		県立病院~肘折(温泉川向)	—		—	—	—	0.3	3,104.2	75,900	1.3	4.20%
			31.6	31.6	1	0	0					
統 合								5.6	6,592.8	160,900		
									賃率(税抜)	22.59		
15 (庄交)	○	鶴岡(モール・イオン・日本海病院)酒田	38.4		8	4	4	6.9	5,458.8	249,940		
			38.9	38.6	9	4	4					
		鶴岡(モール・イオン・日本海病院)酒田光陵高校	40.0		1	—	—	0.5	5,861.4	267,390	2.7	6.99%
			40.5	40.2	0	0	0					
統 合								7.3	11,320.2	517,330		
									賃率(税抜)	41.53		

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

番号	系統名	理 由	山形県	
			運行回数	
			土曜	日曜祝日
(9)	山交ビル(県立中央病院・高楯)天童温泉	山形市内および天童市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的であり、土日祝日の利用が見込めないため	0.0	0.0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山形県 (令和3年度)	山交バス株式会社	19	28,028
	庄内交通株式会社	1	1,572
	計	20	29,600
山形県 (令和4年度)	山交バス株式会社	19	27,621
	庄内交通株式会社	1	1,552
	計	20	29,173
山形県 (令和5年度)	山交バス株式会社	17	23,620
	庄内交通株式会社	1	1,531
	計	18	25,151

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和3年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	3-1	奥南(表・バイパス)高松栗山 山形(若美町・南山形)高松栗山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	2 . 10	リース
羽越	3-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	2 . 10	リース
羽越	3-3	山交ビル(荒谷・石倉)天童 山交ビル(漆山)天童	2・10	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	2 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) ハ×(0.5÷0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) ハ×(0.5÷0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
3-1	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
3-2	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
3-3	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,760,000	10,668,000	0	61,428,000	61,427,997	45,000,000	9,000,000		9,000,000	12,762,000	9,000,000		9,000	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
3-1	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2
3-2	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2
3-3	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2
計	45,000,000				1,027 千円	513

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
10,027	5,013

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%	
	2	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%	
	3	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%	
合計		5,013,600 円	57.1%	円	%	円	%	3,762,186 円	42.9%	

2年目以降 令和 3 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	28-1	寒河江バスターミナル(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江バスターミナル	5・7	6・8
羽越	28-2	山交ビル(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉	2	9・2
羽越	28-3	県立中央病院(表蔵王・四ッ谷)高松葉山 山形(若菜町・南山形)高松葉山	3・4	4・5
羽越	29-1	山交ビル(寒河江)荒町南 山交ビル～寒河江バスターミナル	7	7・8
羽越	29-2	山交ビル(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉	2	9・2
羽越	29-3	県立中央病院(表蔵王・四ッ谷)高松葉山 山形(若菜町・南山形)高松葉山	3・4	4・5
羽越	29-4	県立中央病院(表蔵王・四ッ谷)高松葉山 山形(若菜町・南山形)高松葉山	3・4	4・5
羽越	29-5	山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉 山交ビル～山寺	2	2・3
羽越	30-1	山交ビル(寒河江)荒町南 山交ビル～寒河江バスターミナル	7	7・8
羽越	30-2	山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉 山交ビル～山寺	2	2・3
羽越	30-3	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	10	11
羽越	30-4	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	10	11
羽越	30-5	山交ビル(東根市役所)北町	9	9
羽越	2-1	山交ビル～寒河江バスターミナル	7	8
羽越	2-2	山交ビル～寒河江バスターミナル	7	8
羽越	2-3	山交ビル(漆山)天童温泉 山交ビル(長岡)天童温泉	10	11

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0		0	千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
28-1	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	3,850,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
28-2	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	3,850,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
28-3	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	3,850,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
29-1	15,000,000	5,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	2,250,000
29-2	15,000,000	5,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	2,250,000
29-3	15,000,000	5,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	2,250,000
29-4	15,000,000	5,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	2,250,000
29-5	15,000,000	5,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	2,250,000
30-1	15,000,000	7,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	4,750,000
30-2	15,000,000	7,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	4,750,000
30-3	15,000,000	7,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	4,750,000
30-4	15,000,000	7,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	4,750,000
30-5	15,000,000	7,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	4,750,000
2-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
2-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
2-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	240,000,000	107,750,000	48,000,000		48,000,000	63,632,400			45,750千円	22,875	62,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
28-1	15,000,000	9	52	60	0.05%	0.05%	432 円	0.2
28-2	15,000,000	9	52	60	0.05%	0.05%	432 円	0.2
28-3	15,000,000	9	52	60	0.05%	0.05%	432 円	0.2
29-1	15,000,000	12	40	51	0.29%	0.29%	11,140 円	5.5
29-2	15,000,000	12	40	51	0.29%	0.29%	11,140 円	5.5
29-3	15,000,000	12	40	51	0.29%	0.29%	11,140 円	5.5
29-4	15,000,000	12	40	51	0.29%	0.29%	11,140 円	5.5
29-5	15,000,000	12	40	51	0.29%	0.29%	11,140 円	5.5
30-1	15,000,000	12	30	41	0.28%	0.28%	18,006 円	9.0
30-2	15,000,000	12	30	41	0.28%	0.28%	18,006 円	9.0
30-3	15,000,000	12	30	41	0.28%	0.28%	18,006 円	9.0
30-4	15,000,000	12	30	41	0.28%	0.28%	18,006 円	9.0
30-5	15,000,000	12	30	41	0.28%	0.28%	18,006 円	9.0
2-1	15,000,000	12	13	24	0.4218%	0.4218%	44,923 円	22.4
2-2	15,000,000	12	13	24	0.4218%	0.4218%	44,923 円	22.4
2-3	15,000,000	12	13	24	0.4218%	0.4218%	44,923 円	22.4
計	240,000,000						281 千円	140

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
46,031	23,015

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合							
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
28-1	1,125,200 円	41.3%	円	%	円	%	1,600,832 円	58.7%
28-2	1,125,200 円	41.3%	円	%	円	%	1,600,832 円	58.7%
28-3	1,125,200 円	41.3%	円	%	円	%	1,600,832 円	58.7%
29-1	1,505,500 円	60.1%	円	%	円	%	1,000,940 円	39.9%
29-2	1,505,500 円	60.1%	円	%	円	%	1,000,940 円	39.9%
29-3	1,505,500 円	60.1%	円	%	円	%	1,000,940 円	39.9%
29-4	1,505,500 円	60.1%	円	%	円	%	1,000,940 円	39.9%
29-5	1,505,500 円	60.1%	円	%	円	%	1,000,940 円	39.9%
30-1	1,509,000 円	59.4%	円	%	円	%	1,032,006 円	40.6%
30-2	1,509,000 円	59.4%	円	%	円	%	1,032,006 円	40.6%
30-3	1,509,000 円	59.4%	円	%	円	%	1,032,006 円	40.6%
30-4	1,509,000 円	59.4%	円	%	円	%	1,032,006 円	40.6%
30-5	1,509,000 円	59.4%	円	%	円	%	1,032,006 円	40.6%
2-1	1,522,400 円	61.0%	円	%	円	%	972,123 円	39.0%
2-2	1,522,400 円	61.0%	円	%	円	%	972,123 円	39.0%
2-3	1,522,400 円	61.0%	円	%	円	%	972,123 円	39.0%
合計	23,015,000 円	56.3%	円	%	円	%	17,883,585 円	43.7%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 3 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	ニ-1円=ホ	ハ	ト	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	カ×1/2=コ	ヘ-カ=タ	
1													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	ヘの額以内		レ	リ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
羽越	1	0 円	%	円	100 %	円	%	0 円	### %
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		0 円	%	円	%	円	%	0 円	### %

2年目以降(令和 3 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	第14号	R2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ)の額=ラ	ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
1	15,000,000	12,000,000	3,000,000		3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,000,000
									円		
計	15,000,000								3,000 千円	1,500	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	ア	ア×1/2=サ
1	15,000,000	12	12	23	1.35%	1.35%	145,910 円	72.9
							円	
計	15,000,000						145 千円	72

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
3,145	1,572

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
羽越	1	1,572,000 円	61.1 %	円	%	円	%	1,000,110 円	38.9 %
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		1,572,000 円	61.1 %	円	%	円	%	1,000,110 円	38.9 %

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 【計画額】の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	4-1	県南(表・バイパス)高松栗山 山形(若美町・南山形)高松栗山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	3 . 10	リース
羽越	4-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	3 . 10	リース
羽越	4-3	山交ビル(荒谷・石倉)天童 山交ビル(漆山)天童	2・10	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	3 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) ハ×(0.5÷0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) ハ×(0.5÷0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
4-1	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
4-2	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
4-3	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,760,000	10,668,000	0	61,428,000	61,427,997	45,000,000	9,000,000		9,000,000	12,762,000	9,000,000		9,000	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
4-1	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2
4-2	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2
4-3	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2
計	45,000,000				1,027 千円	513

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
10,027	5,013

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%	
	2	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%	
	3	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%	
合計		5,013,600 円	57.1%	円	%	円	%	3,762,186 円	42.9%	

2年目以降 令和 4 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	29-1	山交ビル～(寒河江)奥町南 山交ビル～寒河江(バスターミナル)	7・8	7・8
羽越	29-2	山交ビル(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉	9・2	9・2
羽越	29-3	県立中央病院(表蔵王・四ッ谷)高松栗山 山形(若菜町・南山形)高松栗山	4・5	4・5
羽越	29-4	県立中央病院(表蔵王・四ッ谷)高松栗山 山形(若菜町・南山形)高松栗山	4・5	4・5
羽越	29-5	山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉 山交ビル～山寺	2	2・3
羽越	30-1	山交ビル～(寒河江)奥町南 山交ビル～寒河江(バスターミナル)	7・8	7・8
羽越	30-2	山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉 山交ビル～山寺	2	2・3
羽越	30-3	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	2・3	11
羽越	30-4	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	11	11
羽越	30-5	山交ビル(東根市役所)北町	2・3	9
羽越	2-1	山交ビル～寒河江(バスターミナル)	8	8
羽越	2-2	山交ビル～寒河江(バスターミナル)	8	8
羽越	2-3	山交ビル(漆山)天童温泉 山交ビル(長岡)天童温泉	11	11
羽越	3-1	県立中央病院(表蔵王・四ッ谷)高松栗山 山形(若菜町・南山形)高松栗山	3・4	3・4
羽越	3-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	6・7
羽越	3-3	山交ビル(荒谷・石倉)天童 山交ビル(漆山)天童	2・10	2・10

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0		0	千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ
29-1	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
29-2	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
29-3	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
29-4	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
29-5	15,000,000	2,250,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,800	3,000,000	9	2,250,000円	1,125.0	0
30-1	15,000,000	4,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	1,750,000
30-2	15,000,000	4,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	1,750,000
30-3	15,000,000	4,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	1,750,000
30-4	15,000,000	4,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	1,750,000
30-5	15,000,000	4,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	1,750,000
2-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
2-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
2-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
3-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
3-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	240,000,000	98,000,000	48,000,000		48,000,000	64,842,000			44,250千円	22,125	53,750,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
29-1	15,000,000	9	52	60	0.29%	0.29%	2,592 円	1.2
29-2	15,000,000	9	52	60	0.29%	0.29%	2,592 円	1.2
29-3	15,000,000	9	52	60	0.29%	0.29%	2,592 円	1.2
29-4	15,000,000	9	52	60	0.29%	0.29%	2,592 円	1.2
29-5	15,000,000	9	52	60	0.29%	0.29%	2,592 円	1.2
30-1	15,000,000	12	42	53	0.28%	0.28%	9,566 円	4.7
30-2	15,000,000	12	42	53	0.28%	0.28%	9,566 円	4.7
30-3	15,000,000	12	42	53	0.28%	0.28%	9,566 円	4.7
30-4	15,000,000	12	42	53	0.28%	0.28%	9,566 円	4.7
30-5	15,000,000	12	42	53	0.28%	0.28%	9,566 円	4.7
2-1	15,000,000	12	25	36	0.4218%	0.4218%	32,280 円	16.1
2-2	15,000,000	12	25	36	0.4218%	0.4218%	32,280 円	16.1
2-3	15,000,000	12	25	36	0.4218%	0.4218%	32,280 円	16.1
3-1	15,000,000	12	13	24	3.0750%	2.5000%	270,339 円	135.1
3-2	15,000,000	12	13	24	3.0750%	2.5000%	270,339 円	135.1
3-3	15,000,000	12	13	24	3.0750%	2.5000%	270,339 円	135.1
計	240,000,000						968 千円	483

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
45,218	22,608

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
	都道府県		市区町村		その他の者			
申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
29-1	1,126,200 円	39.1%	円	%	円	%	1,750,992 円	60.9%
29-2	1,126,200 円	39.1%	円	%	円	%	1,750,992 円	60.9%
29-3	1,126,200 円	39.1%	円	%	円	%	1,750,992 円	60.9%
29-4	1,126,200 円	39.1%	円	%	円	%	1,750,992 円	60.9%
29-5	1,126,200 円	39.1%	円	%	円	%	1,750,992 円	60.9%
30-1	1,504,700 円	59.3%	円	%	円	%	1,032,166 円	40.7%
30-2	1,504,700 円	59.3%	円	%	円	%	1,032,166 円	40.7%
30-3	1,504,700 円	59.3%	円	%	円	%	1,032,166 円	40.7%
30-4	1,504,700 円	59.3%	円	%	円	%	1,032,166 円	40.7%
30-5	1,504,700 円	59.3%	円	%	円	%	1,032,166 円	40.7%
2-1	1,516,100 円	60.9%	円	%	円	%	972,080 円	39.1%
2-2	1,516,100 円	60.9%	円	%	円	%	972,080 円	39.1%
2-3	1,516,100 円	60.9%	円	%	円	%	972,080 円	39.1%
3-1	1,635,100 円	56.6%	円	%	円	%	1,254,139 円	43.4%
3-2	1,635,100 円	56.6%	円	%	円	%	1,254,139 円	43.4%
3-3	1,635,100 円	56.6%	円	%	円	%	1,254,139 円	43.4%
合計	22,608,000 円	52.3%	円	%	円	%	20,594,447 円	47.7%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌのうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	ニ-イ=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ		カ×1/2=コ	ケ-カ=ク	
1													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	ヘの額以内	レ	シ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
羽越	1	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	事業者自己負担	負担割合
		0円	%	円	100%	円	%		
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		0円	%	円	%	円	%	0円	%

2年目以降(令和4年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	第14号	R2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ)の額=ラ		ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	マ×1/2=ケ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
1	15,000,000	9,000,000	3,000,000		3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,000,000
									円		
計	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000 千円	1,500	6,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
1	15,000,000	12	24	35	1.35%	104,762 円	52.3	
						円		
計						104 千円	52	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
3,104	1,552

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
羽越	1	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	事業者自己負担	負担割合
		1,002,300 円	60.8%	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		1,002,300 円	60.8%	円	%	円	%	1,000,102 円	39.2%

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 【計画額】の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	5-1	県南(表・ババイス)高松栗山山形(若葉町・新山形)高松栗山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	3 . 10	リース
羽越	5-2	山交ビル~寒河江寒河江~谷地	6・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	3 . 10	リース
羽越	5-3	山交ビル(荒谷・石倉)天童山交ビル(漆山)天童	2・10	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	3 . 10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.5or0.4)≧B (定額法)A×0.2≧B	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	AとLのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 F×7÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ=カ=タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
	イ	ロ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ			
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.5or0.4)≧B (定額法)A×0.2≧B	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	AとLのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 F×7÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ=カ=タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
5-1	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5-2	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5-3	16,920,000	3,556,000	0	20,476,000	20,475,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	50,760,000			61,428,000	61,427,997	45,000,000	9,000,000		9,000,000	12,762,000	9,000,000		9,000	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち低い方の率(%)		補助対象経費	計画額(千円)
				レ	ソ		
5-1	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2	
5-2	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2	
5-3	15,000,000	12	3.0750%	2.5000%	342,462 円	171.2	
計	45,000,000				1,027 千円	513	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ
10,027	5,013

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	負担者とその負担割合							
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
羽越	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%
	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%
	1,671,200 円	57.1%	円	%	円	%	1,254,062 円	42.9%
合計	5,013,600 円	57.1%	円	%	円	%	3,762,186 円	42.9%

2年目以降 令和 5 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
羽越	30-1	山交ビル～(寒河江)寒河江 山交ビル～(寒河江)バスターミナル	7・8	7・8
羽越	30-2	山交ビル(荒谷・石倉)天童温泉 山交ビル～山寺	2・3	2・3
羽越	30-3	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	11	11
羽越	30-4	山交ビル(漆山)天童 山交ビル(長岡)天童	11	11
羽越	30-5	山交ビル(東根市役所)北町	9	9
羽越	2-1	山交ビル～(寒河江)バスターミナル 山交ビル～(荒谷・石倉)天童	2・7	2・7
羽越	2-2	山交ビル～(漆山)天童 山交ビル～(長岡)天童	11	11
羽越	2-3	山交ビル～(漆山)天童 山交ビル～(長岡)天童	2・3	11
羽越	3-1	県道(表・バイパス)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	3-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	2・3	6・7
羽越	3-3	山交ビル(荒谷・石倉)天童 山交ビル(漆山)天童	2・10	2・10
羽越	4-1	県道(表・バイパス)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	4-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	6・7
羽越	4-3	山交ビル(荒谷・石倉)天童 山交ビル(漆山)天童	2・10	2・10

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価額(円) ラ-マ=フ
				ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価額(円) ラ-マ=フ
30-1	15,000,000	1,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-2	15,000,000	1,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-3	15,000,000	1,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-4	15,000,000	1,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
30-5	15,000,000	1,750,000	3,000,000	0	3,000,000	4,032,000	3,000,000	7	1,750,000円	875.0	0
2-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
2-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
2-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
3-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
4-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
4-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
4-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,254,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	210,000,000	89,750,000	42,000,000	0	42,000,000	57,600,000	42,000,000		35,750千円	17,875	54,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
30-1	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672 円	0.8
30-2	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672 円	0.8
30-3	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672 円	0.8
30-4	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672 円	0.8
30-5	15,000,000	7	54	60	0.28%	0.28%	1,672 円	0.8
2-1	15,000,000	9	37	48	0.4218%	0.4218%	19,588 円	9.7
2-2	15,000,000	9	37	48	0.4218%	0.4218%	19,588 円	9.7
2-3	15,000,000	12	37	48	0.4218%	0.4218%	19,588 円	9.7
3-1	15,000,000	12	25	36	3.0750%	2.5000%	196,389 円	98.1
3-2	15,000,000	12	25	36	3.0750%	2.5000%	196,389 円	98.1
3-3	15,000,000	12	25	36	3.0750%	2.5000%	196,389 円	98.1
4-1	15,000,000	12	13	24	3.0750%	2.5000%	270,339 円	135.1
4-2	15,000,000	12	13	24	3.0750%	2.5000%	270,339 円	135.1
4-3	15,000,000	12	13	24	3.0750%	2.5000%	270,339 円	135.1
計	210,000,000						1,467 千円	732

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
37,217	18,607

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
30-1	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%
30-2	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%
30-3	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%
30-4	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%
30-5	875,800 円	27.7%	円	%	円	%	2,282,072 円	72.3%
2-1	1,509,700 円	60.8%	円	%	円	%	972,188 円	39.2%
2-2	1,509,700 円	60.8%	円	%	円	%	972,188 円	39.2%
2-3	1,509,700 円	60.8%	円	%	円	%	972,188 円	39.2%
3-1	1,598,100 円	56.0%	円	%	円	%	1,254,189 円	44.0%
3-2	1,598,100 円	56.0%	円	%	円	%	1,254,189 円	44.0%
3-3	1,598,100 円	56.0%	円	%	円	%	1,254,189 円	44.0%
4-1	1,635,100 円	56.6%	円	%	円	%	1,254,139 円	43.4%
4-2	1,635,100 円	56.6%	円	%	円	%	1,254,139 円	43.4%
4-3	1,635,100 円	56.6%	円	%	円	%	1,254,139 円	43.4%
合計	18,607,000 円	46.0%	円	%	円	%	21,851,968 円	54.0%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	庄内交通株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
イ	ロ	ハ	ニ	ニ-1円=ホ	ハ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ		カ×1/2=コ	ヘ-カ=タ	
1													円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	ヘの額以内		レ	リ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要			
		都道府県		市区町村		その他の者			事業者自己負担		
1	0	円	%	円	100	%	円	%	0	円	%
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%		
合計	0	円	%	円	%	円	%	0	円	%	

2年目以降(令和5年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	第14号	R2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ)の額=ラ		ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	マ×1/2=ケ		ラ-マ=フ
1	15,000,000	6,000,000	3,000,000		3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	3,000,000
									円		
計	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000 千円	1,500	3,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
1	15,000,000	12	36	47	1.35%	1.35%	63,614 円	31.8
							円	
計							63 千円	31

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
3,063	1,531

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要				
		都道府県		市区町村		その他の者			事業者自己負担			
1	1,531,800	円	60.5	%	円	%	円	%	1,000,014	円	39.5	%
羽越		円	%	円	%	円	%	円	%			
合計	1,531,800	円	60.5	%	円	%	円	%	1,000,014	円	39.5	%

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

別添資料 幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧

申請 番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの 種類	取組 番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(1)	山形市役所 (六角・荒砥)長井	山交バス(株)	A-1	貨客混載					朝晩は山形方面への通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率 2.0%増	230名×3,000円=690千円 690千円/34,257千円=2.0%	・山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・朝夕はほぼ満席であり、代替輸送手段への転換は困難である。 (山形市) 長井市、白鷹町方面から山形市に通勤、通学するための唯一の移動手段であるため必要性は高く路線の維持を希望する。 (上山市) 高齢化が進む中、本市の山間部の方にとって、重要な公共交通であるため、必要である。 (長井市) 山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段であり、路線の維持を希望する。 (南陽市) 市内北部地域から山形市内高校への通学のための唯一の移動手段であり維持が必要。地理的条件により他の公共交通への転換が困難。 (白鷹町) 当路線は、主に白鷹町から山形市内の高校へ通学する学生が多数利用している重要な生活路線である(一週間で延べ約100名が利用(平成28年10月時点))。 また、白鷹町から同市内へ鉄路を利用した場合、移動時間は約1時間半と、当路線の約2倍の時間を要することからも、町民生活の利便性確保のため、当路線の維持を希望するもの。
			A-2	路線再編	①	・フラワー長井線の荒砥駅・長井駅及び市民バスとの接続を改善	山交バス 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より関係者調整 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用 促進	②	・長井市・白鷹町の観光資源を有効活用し、路線バス・フラワー長井線・観光地の企画乗車券を販売 ・地域連携DMOとの連携による旅行商品の造成	山交バス 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年より検討開始				
					③	・長井⇄山形の往復乗車券のほかに新たに白鷹⇄山形の往復乗車券の設定を検討	山交バス 白鷹町	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年4月1日から長井線往復と山形鉄道片道・道の駅ながいの食事セット券を販売予定				
D	その他 利用促進	④	・沿線市町と連携し、体験乗車会や小学校において公共交通に関する学習を実施し、利用促進を図る ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス 上山市 山形市	平成29年10月より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定							
(2)	山交ビル(荒谷・石倉) 天童	山交バス(株)	A-1	貨客混載					朝晩は山形方面への通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収率 1.8%増	3,333名増×180円=600千円 600千円/34,179千円=1.8%	(山形市) 山形市と天童市を結ぶ重要な路線であるとともに、経由地となっている山形市北部の楯山地区にとっては、(3)と共に重要な路線であることから路線の維持を希望する。 (天童市) 津山・干布・荒谷地域と山形市内を結ぶ交通手段として、欠かせない路線である
			A-2	路線再編	①	(3)の路線の見直し検討とともに、乗降調査を継続的に行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成29年12月より関係者調整 平成30年10月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない。			
			A-4	観光利用 促進					沿線に観光資源が乏しく、効果が期待できない。			
			D	その他 利用促進	②	・朝・夕の定期券利用者が多いことから、更なる定期券利用者の増加をはかるPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定				
③	・乗車率の低い天童市内の利用促進を図るため、バス停周辺の利用促進PRを実施	山交バス 天童市			平成29年10月より実施							
④	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	天童市			平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施							

申請 番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの 種類	取組 番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(3)	県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	山交バス(株)	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	増収率 1.2%増	1,226名増×163円＝200千円 200千円/17,051千円＝1.2%	(山形市) 山形市を南北に縦断し、上市市と県立中央病院を結ぶ路線であるため、路線の維持を望む。ただし、山形市と上市市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率的な運行を目指し、路線の再編を検討する必要はあると考える。(上市市) 山形大学医学部付属病院、山形県立中央病院、山形市総合スポーツセンター等主要施設への重要な路線であり、朝夕は、小学生が利用しているため、必要である。
			A-2	路線再編	①	・山形⇄上山を結ぶ系統が10系統存在するため、統廃合などにより効率運行を図る ・県立中央病院とダイヤの更なる適正化を協議する	山交バス 山形市 上市市	平成29年10月に統廃合に向けた検討を開始 平成29年10月に病院側と協議				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進					路線再編を検討のため			
			D	その他利用促進	②	・スポーツセンターの利用者に対して、バス利用の促進をPR ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス 山形市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定				
(4)	山形(若葉町・南山形)高松葉山	山交バス(株)	A-1	貨客混載					山形市街地に入ってから利用者が増加するため、車両の改造が困難	増収率 1.0%増	3,571名増×140円＝500千円 500千円/50,348千円＝1.0%	・商業施設の多い南山形を経由して上市市と山形市を結ぶ唯一の路線であり、抜本的な見直しが困難。 (山形市) 商業施設の多い南山形を経由して上市市と山形市を結ぶ唯一の路線であるため路線の維持を望む。 (上市市) 山形駅前への唯一の路線であるため路線の維持が必要
			A-2	路線再編	①	・乗降調査を継続的に行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す	山交バス	平成29年10月以降より順次実施 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・沿線の黒沢温泉施設との接続の利便性をPR、路線バスを利用した日帰り入浴の商品企画を検討する	山交バス	平成29年10月より検討開始				
			D	その他利用促進	③	・利用拡大のための住民説明会や乗り方教室を実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス 山形市 上市市	平成29年10月以降より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定				
(5)	寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	山交バス(株)	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 2.0%増	1,052名増×285円＝300千円 300千円/14,786千円＝2.0%	・西村山地区の寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、通学、通院等に必要な路線である。(寒河江市) 寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要な路線であることから路線の維持を希望する。(朝日町) ・他市町と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、JRへの乗り継ぎの路線にもなっている。朝日町にとっては通学や通院等に必要な路線である。(大江町) ・通学、通院に非常に重要な路線であるため、路線の維持が必要不可欠である。運転免許証返納者支援事業などの町独自の取り組みにより支援を行ってきたい。
			A-2	路線再編					需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	①	・朝日町ワイン城が沿線にあることから、路線バスで行けるチラシを作成しPR活動を行う(西村山地域の公共交通マップを作成)	山交バス 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	平成29年10月より順次実施 令和2年3月作成予定				
			D	その他利用促進	②	・左沢駅や寒河江駅のJRや市民バスとの乗り継ぎを重視したダイヤへ改善(西村山地域の公共交通の見える化のためマップを作成し検討)	山交バス 寒河江市 大江町 朝日町	平成29年9月実証実験、検証開始 平成30年4月にダイヤ改正				
					③	・定期券利用者の2/3補助を実施	朝日町	平成29年4月より実施済み				
					④	・大江町公共交通機関利用促進協議会「学べる子どもツアー事業」の実施	大江町	平成30年12月2日開催 令和2年3月実施予定				
					⑤	・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施				
⑥	・利便性向上のため運賃見直しを検討	山交バス			令和2年より検討開始							

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(6)	寒河江駅前～谷地	山交バス(株)	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	運行回数 11.5回 輸送量 52.9人	移動機会の最適な確保として 運行回数を11.5回 輸送量：乗車密度4.6人×11.5回	・寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難 ・河北町と寒河江間の分断検討にあたっては、接続の円滑化に配慮する必要がある。 (山形市) 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (寒河江市) 寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。また、寒河江河北間は、両市町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要路線であることから路線の維持を希望する。 (河北町) 河北町には駅がないために山形方面への通勤通学には寒河江駅及び山形方面への山交バスを利用するケースが多いです。利用者の不便にならないように山交バス運行の配慮が必要である。
			A-2	路線再編					需要調査実施結果に基づき路線分断再編及びダイヤ改正の見直しを実施済			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進					路線再編を検討のため			
			D	その他利用促進	①	・西村山地域で運行されている交通機関(バス・JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成(西村山地域の公共交通マップを作成)	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
D	その他利用促進	②	・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施							
D	その他利用促進	③	・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス	令和2年4月1日より運用開始決定							
(7)	山交ビル～寒河江駅前	山交バス(株)	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 1.7%増	1,744名増×172円＝300千円 300千円/17,490千円＝1.7%	・通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難 (山形市) 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (寒河江市) 通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。 (中山町) 山形市街地及び寒河江市内と中山町を結ぶバス路線としては唯一であり、必要な路線であるが、ニーズに合わせた便数や経路については検討の余地がある。
			A-2	路線再編	①	・JR左沢線寒河江駅の接続を考慮しながら、運行の効率化のため、便数や運行時間の見直しを検討	山交バス 寒河江市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月ダイヤ改正				
			A-2	路線再編	②	・病院、ショッピング施設を通過するような経路変更を検討。実証実験を行い、新たな顧客の取り込みを検討する	山交バス 中山町	平成29年10月より検討開始 平成30年4月実証実験 平成30年10月経路変更				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進					沿線に観光資源が乏しく、効果が期待できない。			
D	その他利用促進	③	・西村山地域で運行されている交通機関(バス・JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成(西村山地域の公共交通マップを作成)	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定							
D	その他利用促進	④	・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス	令和2年4月1日より運用開始決定							
(8)	天童(東根市役所)北町	山交バス(株)	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	運行回数 6.9回 輸送量 17.9人	移動機会の最適な確保として 運行回数を6.9回 輸送量：乗車密度2.6人×6.9回	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難であるが、定時制の確保の対策について検討が必要 (山形市) 通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、路線の維持を望む (村山市) ・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線である。通学や交通弱者対策としても必要な路線として現状維持が望ましい。 (天童市) 天童市内と東根市方面を結ぶ交通手段として欠かせない路線である。 (東根市) 通勤・通学・通院利用者にとって重要な路線であるため、維持を希望する。
			A-2	路線再編	①	・延長が長く、頻りに運行遅延が発生しており、乗降調査を継続的にを行い、乗換えを前提に山形⇄天童、天童⇄北町(村山)へ分断を検討	山交バス 山形市 天童市 東根市 村山市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月より関係者調整 平成30年10月1日再編完了				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進					路線再編を検討のため			
			D	その他利用促進	②	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付 ・沿線の村山産業高校・村山特別支援学校などとダイヤや便数の協議実施	山交バス 天童市	平成30年4月より実施 令和元年10月実施				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(9)	山交ビル (県立中央病院・高嶺)天童温泉	山交バス(株)	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	運行回数 3.0回 輸送量 15.0人	移動機会の最適な確保として 運行回数を3.0回 輸送量:乗車密度5.0人×3.0 回	・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。 (山形市) 運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。 (天童市) 便数の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。
			A-2	路線再編	①	・輸送量(3便/日)が少ないことから、乗降調査を継続的に行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のニーズのある路線(輸送量はぎりぎりの路線)のため、維持する方向で調整中	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年1月より関係者調整				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進					路線再編を検討のため			
			D	その他利用促進	②	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス 天童市	平成30年4月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定				
(10)	山交ビル(漆山)天童温泉	山交バス(株)	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 1.5%増	2,645名増×189円=500千円 500千円/32,929千円=1.5%	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難 (山形市) バス事業者と連携し、バス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施し、生産性向上に向け取り組む。 (天童市) 天童市内の市街地を通り山形市内を結ぶ重要な路線である。
			A-2	路線再編	①	(10)路線の廃止検討に合わせて、便数の適正化等を図る	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月検討開始				
			A-2	路線再編	②	・乗降調査を継続的に行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す。	山交バス	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	③	・「東芳賀」バス停より徒歩15分にNDスタジアムがあるので、チラシを作成しPR活動を行う。	山交バス	平成29年10月より順次実施				
			D	その他利用促進	④	・バス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのバス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定				
D	その他利用促進	⑤	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	天童市	平成30年4月より実施							
(11)	県立病院～金山	山交バス(株)	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率 3.1%増	2,966名増×236円=700千円 700千円/22,866千円=3.1%	・新庄・金山間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段であり、抜本的な見直しが困難。 (新庄市) 新庄市内にある児童養護施設「双葉荘」や横根山など周辺の行政区に居住する児童が通学する際の手段であり、現在の乗客者の過半数が当該施設の児童である。児童の交通手段確保の観点から、当該路線の維持を希望する。 (平成29年度より地域公共交通網形成計画の策定に着手) (金山町) ・新庄・金山間を結ぶ公共交通機関は山交バス唯一であり、通院及び学生の移動手段として重宝しています。 ・これまでは、家族、親類、近所の方のサポートにより買い物等に課題を抱える高齢者が少なかったと思われませんが、今後は、サポートしていた方々も高齢になってしまい、バス路線を維持することで移動手段を確保できる方が増えると考えられますので、路線維持は必須であると考えています。
			A-2	路線再編					当該路線と競合する路線がない			
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	①	・新庄駅を拠点とした乗り換えに関して、わかりやすい案内表示や路線マップを作成	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
			A-4	観光利用促進	②	・温泉街などの観光地を対象とした最上地域共通の乗車券を作成し、広域での販売を検討	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
			D	その他利用促進	③	・沿線の町内会へ説明会や乗り方教室を実施 新庄市内の3町内会において乗り方教室を実施	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始 平成30年12月、平成31年1月実施				
D	その他利用促進	④	・「もがみ1日乗車券」や路線限定した格安の乗車券の販売を目指す	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始							
D	その他利用促進	⑤	・運賃値下げの検討 ・金山町報、新庄市報を利用した町民市民に対する周知徹底などのPR活動	山交バス 新庄市 金山町	平成31年4月より実施検討 平成31年4月1日ゾーン運賃制度開始 平成31年3月号に掲載							

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(12)	県立病院～肘折	(株)新庄輸送サービス(大蔵村)	A-1	貨客混載	①	・スーパー等と連携した買物代行サービスについて検討	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成29年10月よりニーズ調査、関係機関協議		運行回数 5.6回 輸送量 15.1人	移動機会の最適な確保として 運行回数を5.6回 輸送量:乗車密度2.7人×5.6回	・新庄・大蔵間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・国道沿いに集落が点在しており、定時定路線型の運行が最も効率的であり、その中でH29年4月より地域のニーズに合わせて車両を中型バスからマイクロバスに変更して運行中。 (新庄市) 最上地域で唯一精神科が設置されている「新庄明和病院」まで行くことができる唯一の移動手段である。精神科に通院する患者は自ら自動車を運転することが難しい方もおり、当該路線がなければ新庄駅から約5キロメートルを徒歩等で通わなければならないため、当該路線の維持を希望する。 (大蔵村) 本線が廃線となると大蔵村の大半が交通空白地帯となり、また、通学・通勤・通院・買物には新庄市への乗り入れが必須となることから、この路線は必要である。また、JRなどの鉄道がないため代替輸送手段への転換もできない。
			A-2	路線再編	②	・新幹線等着時間に合わせたダイヤ改正 ・増便 (6⇒7便)	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成29年4月より実施済み	当該路線と競合する路線がない			
			A-3	混乗化	③	・本路線に対する村営スクールバスの接続の改善を検討	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より接続改善				
			A-4	観光利用促進	④	・日帰り温泉パック等の商品開発	新庄輸送サービス(大蔵村)	平成29年10月より検討開始				
			D	その他								
(13)	鶴岡(モール・イオン三川・日本海病院)酒田	庄内交通(株)	A-1	貨客混載					増収率 1.0%増	1,100人増×217円=238千円 238千円/23,730千円=1.0%	・鶴岡市・酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通勤・通学に利用されており抜本的な見直しが困難 (鶴岡市) 高校生等の通学、高齢者等の県立病院等への通院、買物に必要な両市を結ぶ唯一の路線である。 (酒田市) 本市中心部や公共施設と鶴岡市が直接つながる他に代替し難い路線であり、路線維持の必要性が高い。 <三川町> 見直し等については、実際に運行している庄内交通様さんをはじめ、鶴岡市や酒田市との関係もあるため必要に応じて調整を行い、今後どうするか検討して行きたい。	
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町					
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通 鶴岡市	平成29年9月より販売開始				
			D	その他 利用促進	③	・『学生100円バス』の利用者拡大	庄内交通 鶴岡市	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より実施。販売施策を検討中				
		④	・高齢者・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	平成31年4月ダイヤ改正に向け準備開始							
		⑤	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始							
(14)	鶴岡(ゆぼか)羽黒山頂	庄内交通(株)	A-1	貨客混載					増収率 1.0%増	主に観光客の増加を見込む 1,600人増×140円=224千円 224千円/21,771千円=1.0%	・鶴岡市街と旧羽黒町中心部を経由する唯一の公共交通手段であり、抜本的な見直しが困難。 ・出羽三山の日本遺産登録等により、シーズン中の観光目的利用も多い重要な路線 (鶴岡市) 庄内空港やJR、高速バスと接続する観光二次交通として、また、中心市街地への通学、通院、買物といった生活路線としても必要不可欠な路線である。	
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市					
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通 鶴岡市	平成29年9月より販売開始				
			D	その他 利用促進	③	・『学生100円バス』の利用者拡大	庄内交通 鶴岡市	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より実施。販売施策を検討中				
		④	・高齢者・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	平成31年4月ダイヤ改正に向け準備開始							
		⑤	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始							